

# 高等学校教育の在り方ワーキンググループ 中間まとめ 参考資料集

## (1) 高等学校教育の現状

・高等学校等への進学率及び学校数の概況	……	3
・少子化が加速する地域における高等学校教育の在り方関係	……	5
・全日制・定時制・通信制の望ましい在り方関係	……	15
・社会に開かれた教育課程の実現、探究・文理横断・実践的な学びの推進関係	……	37

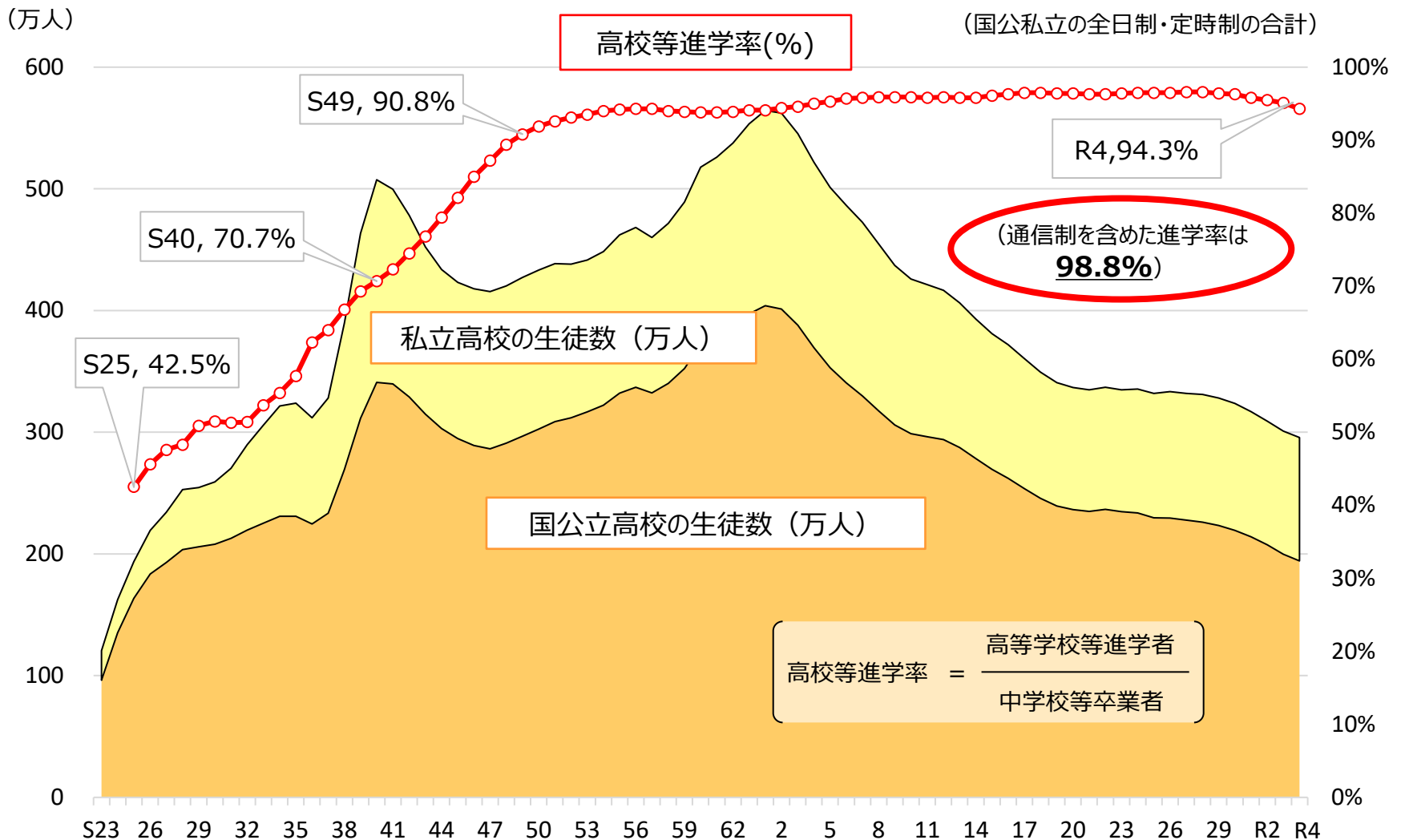
## (2) 高等学校改革の動向

・高等学校制度の概要	……	50
・遠隔授業に関する制度等	……	63
・通信制高校に関する制度等	……	68
・不登校特例校制度等	……	72
・SC・SSWによる教育相談体制等	……	76
・通級による指導の概要等	……	78
・病気療養中等の生徒に対する遠隔教育制度等	……	83
・学校間連携・定通併修等	……	86
・新しい時代の高等学校教育の実現に向けた制度改正等	……	88
・学校運営協議会制度等	……	106
・学校・教職員の体制等	……	116
・就学支援制度	……	124

## **(1) 高等学校教育の現状**

# 高等学校等への進学率 [推移]

○ 高等学校等への進学率は、令和4年度には98.8%にのぼっている。



※「高等学校等進学者」とは、高等学校・中等教育学校後期課程・特別支援学校高等部の本科・別科及び専攻科へ進んだ者。進学しかつ就職した者を含む。

(出典) 文部科学省「学校基本調査」

## 高等学校の学校数 [令和4年度]

○ 高等学校の学校数（令和4年度）について、全日制高校は4,652校（全体の91.5%）、定時制高校は628校（全体の12.4%）、通信制高校は274校（全体の5.3%）。

（全日制・定時制課程）

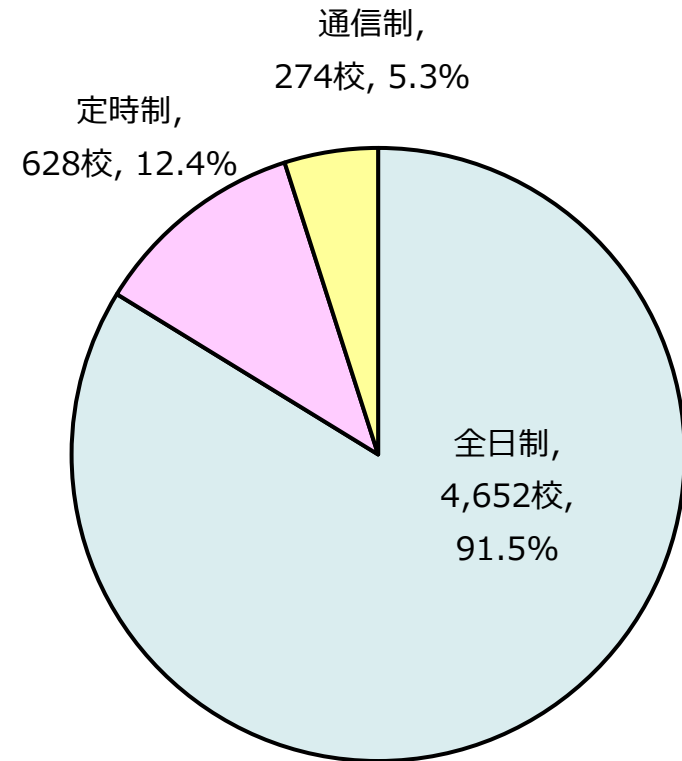
（校）

	国立	公立	私立	総数
全日制	15	2887	1294	4196
定時制	—	168	4	172
全定併設	—	434	22	456
総計	15	3489	1,320	4824

（通信制課程）

（校）

	国立	公立	私立	総数
独立校	—	6	120	126
併置校	—	72	76	148
総計	—	78	196	274

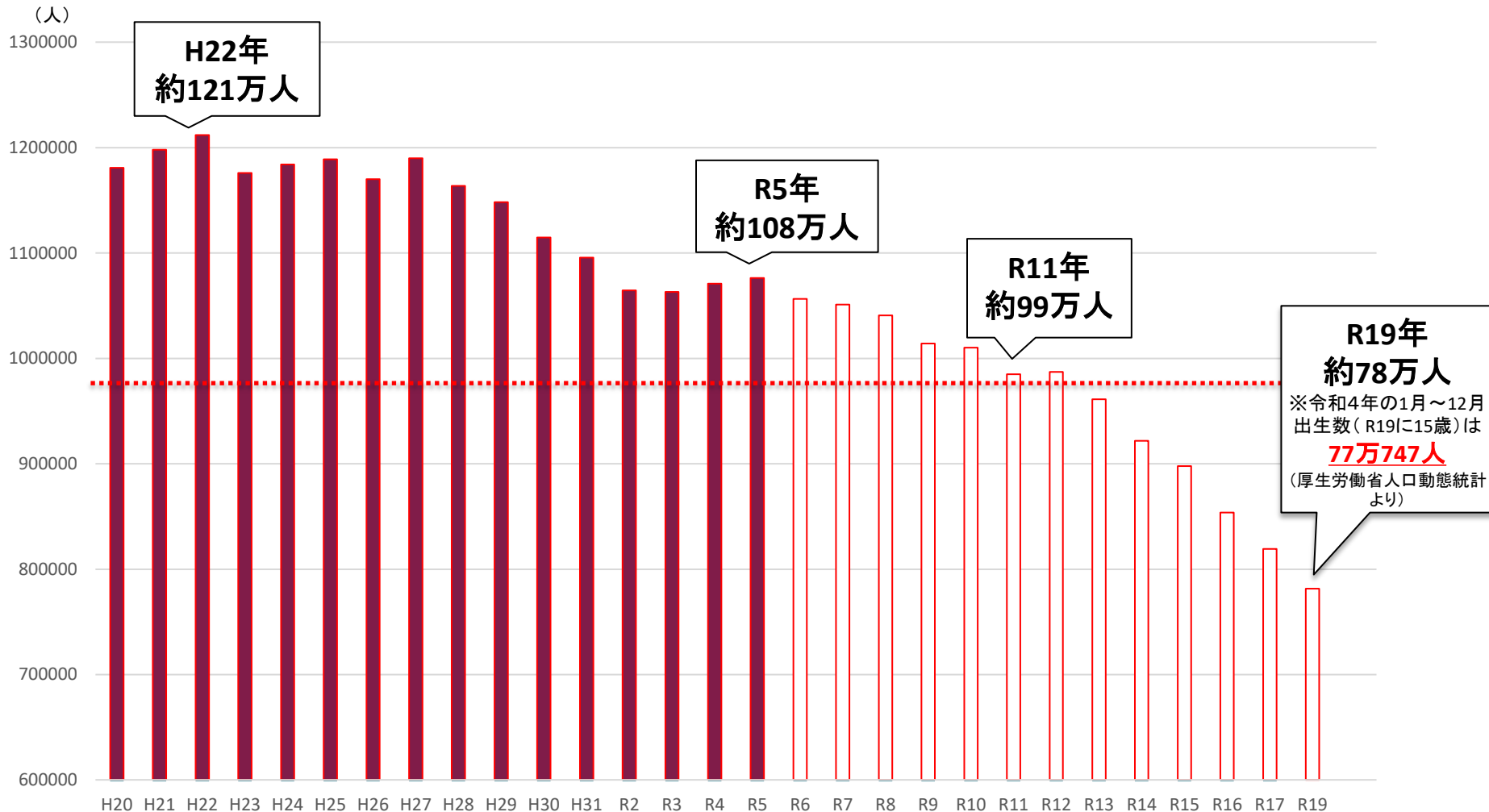


〔※一つの学校に課程が併置されている場合は、それぞれの課程について、重複して計上。〕

（出典）文部科学省「学校基本調査」

# 15歳人口の推移

○15歳人口は、年々減少傾向。これまでは100万人を超えて推移してきたが、**令和11年には100万人を割り込み、令和19年には約78万人**になることがほぼ確実。令和19年の人口は令和5年と比較して**約28%も減少**する見込み。



※各年、前年10月～当年9月時点での人口を集計

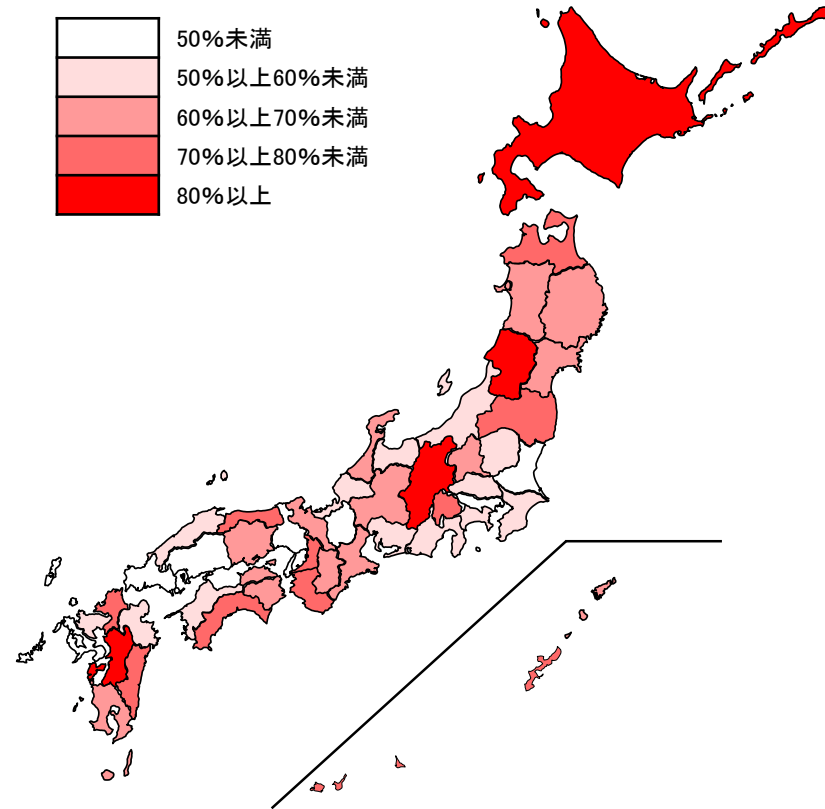
※H20～R4までは、総務省人口推計の年齢別人口より

※R5～R18までは、総務省人口推計の年齢別人口 (R4.10.1時点) 令和4年資料より算出

# 公立高等学校の配置（公立高等学校の立地が0ないし1である市区町村）

- 令和3年5月1日時点で、全国の市区町村（1,741）のうち、公立高等学校の立地が0ないし1であるものは1,129（64.8%）。  
内訳は0が489（28.1%）、1が640（36.8%）。
- 公立高等学校の立地が0ないし1である市区町村の数は、令和元年度の1,088（62.5%）より増加。
- 各都道府県における公立高等学校の立地が0ないし1の市区町村の割合が最も高いのは熊本県の84.4%、最も低いのは東京都の33.9%。

	割合	内訳（立地）			割合	内訳（立地）	
		0校	1校			0校	1校
北海道	83.2% ( 149 / 179 )	54	95	京都府	61.5% ( 16 / 26 )	8	8
青森県	77.5% ( 31 / 40 )	14	17	大阪府	79.1% ( 34 / 43 )	10	24
岩手県	60.6% ( 20 / 33 )	3	17	兵庫県	34.1% ( 14 / 41 )	1	13
宮城県	65.7% ( 23 / 35 )	5	18	奈良県	69.2% ( 27 / 39 )	18	9
秋田県	64.0% ( 16 / 25 )	8	8	和歌山県	70.0% ( 21 / 30 )	13	8
山形県	80.0% ( 28 / 35 )	10	18	鳥取県	78.9% ( 15 / 19 )	10	5
福島県	76.3% ( 45 / 59 )	23	22	島根県	52.6% ( 10 / 19 )	3	7
茨城県	43.2% ( 19 / 44 )	6	13	岡山県	63.0% ( 17 / 27 )	10	7
栃木県	56.0% ( 14 / 25 )	4	10	広島県	43.5% ( 10 / 23 )	1	9
群馬県	65.7% ( 23 / 35 )	13	10	山口県	42.1% ( 8 / 19 )	2	6
埼玉県	58.7% ( 37 / 63 )	12	25	徳島県	66.7% ( 16 / 24 )	9	7
千葉県	53.7% ( 29 / 54 )	14	15	香川県	64.7% ( 11 / 17 )	4	7
東京都	33.9% ( 21 / 62 )	8	13	愛媛県	50.0% ( 10 / 20 )	1	9
神奈川県	57.6% ( 19 / 33 )	7	12	高知県	76.5% ( 26 / 34 )	16	10
新潟県	56.7% ( 17 / 30 )	8	9	福岡県	73.3% ( 44 / 60 )	21	23
富山県	53.3% ( 8 / 15 )	1	7	佐賀県	55.0% ( 11 / 20 )	4	7
石川県	63.2% ( 12 / 19 )	2	10	長崎県	38.1% ( 8 / 21 )	2	6
福井県	58.8% ( 10 / 17 )	6	4	熊本県	84.4% ( 38 / 45 )	22	16
山梨県	74.1% ( 20 / 27 )	11	9	大分県	50.0% ( 9 / 18 )	2	7
長野県	80.5% ( 62 / 77 )	40	22	宮崎県	73.1% ( 19 / 26 )	13	6
岐阜県	66.7% ( 28 / 42 )	14	14	鹿児島県	67.4% ( 29 / 43 )	14	15
静岡県	54.3% ( 19 / 35 )	4	15	沖縄県	70.7% ( 29 / 41 )	18	11
愛知県	55.6% ( 30 / 54 )	8	22				
三重県	69.0% ( 20 / 29 )	8	12				
滋賀県	36.8% ( 7 / 19 )	4	3				
				全国	64.8% ( 1129 / 1741 )	489	640

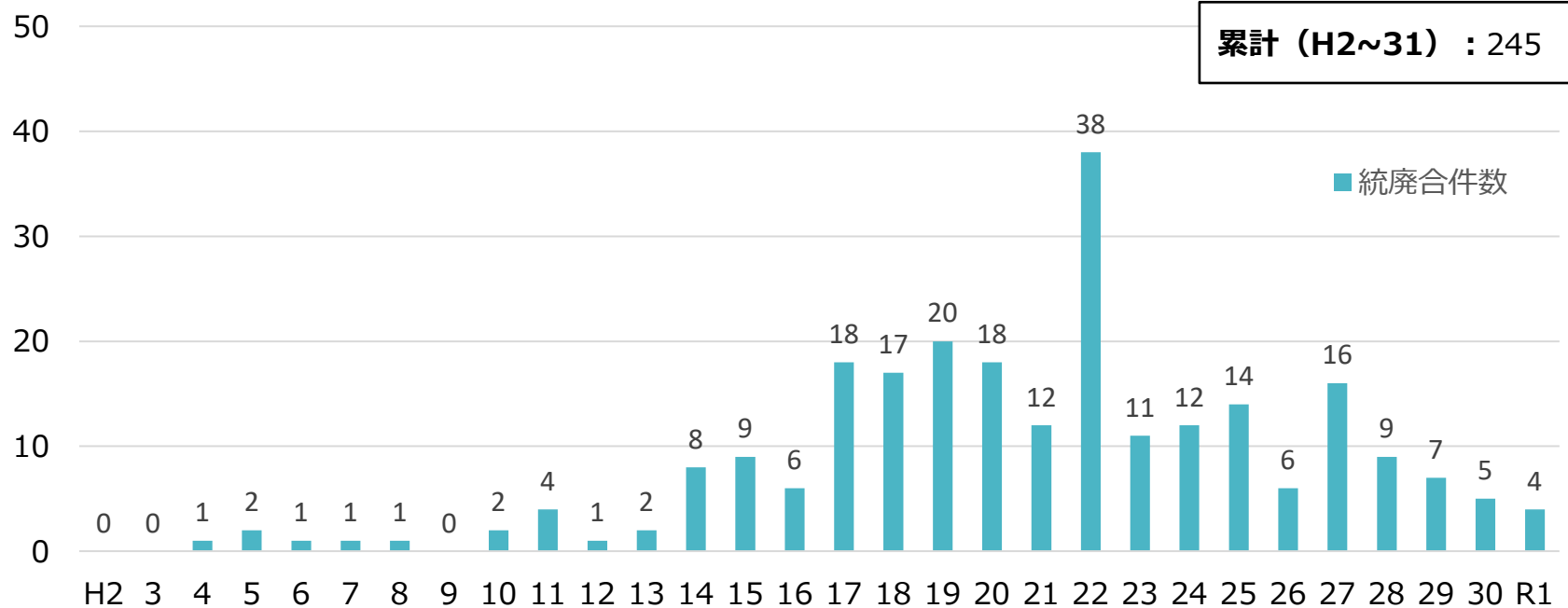


（出典）文部科学省「学校基本調査」

## 公立高校の統廃合に関する経緯・動向

○ 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社が令和元年11月22日に公表した「高校存続・統廃合が市町村に及ぼす影響の一考察～市町村の人口動態からみた高校存続・統廃合のインパクト～」の調査によると、平成2年時点では、公立高校が1校のみである市町村は1,197であったが、そのうち245市町村は令和元年までに0校となった。したがって、平成2年～令和元年の約30年間で、約2割において公立高校が消滅したことになる。

### 1990年当時の1市町村1校の公立高校における高校統廃合の推移



注) 「公立高校が統廃合で消滅した市町村数」は1989年当時の市町村を基準にカウント

注) 市町村数の算出は以下の方法において算定。①1990年時点の国土数値情報を用い、1市町村1校(公立高校)が存在していた1,197市町村を抽出。②2019年全国学校総覧において、公立高校が存在しない市町村を抽出した結果、245市町村・高校が該当。

(出典) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「高校存続・統廃合が市町村に及ぼす影響の一考察～市町村の人口動態からみた高校存続・統廃合のインパクト～」



## 各都道府県における、高等学校の適正規模に関する基準の例

### 高知県の場合（県立高等学校再編振興計画より抜粋）

#### 【学校規模の基準】

##### ◇ 適正規模

- ・ 適正規模としては、「1学年4～8学級」が必要です。
- ・ 一定の生徒数が見込まれる高知市及びその周辺地域は、より活気あふれる学校づくりができる「1学年6学級以上」の学校規模の維持に努めます。

##### ◇ 過疎化が著しく、近隣に他の高等学校がない学校

- ・ 地域の学びの機会を保障するために、最低規模を「1学年1学級（20人以上）以上」として維持します。

##### ◇ 学び直しの機能を持った学校

- ・ 不登校や中途退学を経験した生徒、発達障害のある生徒等を受け入れる体制を整えた学校の最低規模を「1学年1学級（20人以上）以上」として維持します。

##### ◇ 分校の最低規模

- ・ 「1学年1学級（20人以上）」とし、この規模を下回った際に、募集停止の猶予期間は「入学者数が20人に満たない状況が3年間で2度ある場合」を「2年連続して満たない状況になった場合」に緩和し、平成27年度から新たに適用します。

### 長崎県の場合（第三期長崎県立高等学校改革基本方針より抜粋）

#### 適正な学校規模の基準

県立全日制高等学校の適正な学校規模の基準は、1学年3～8学級（120～320人）を標準とし、適正配置の観点等から必要性が認められる場合においては、上記の標準を1学級下回る又は1学級上回る規模の高等学校の配置についても弾力的に取り扱う。

ただし、次のア、イについては、地域性等に鑑み、1学年1学級の学校として配置するものとする。

ア 第二期基本方針及び第三期基本方針の計画期間内において、キャンパス校の導入が認められた高等学校。

なお、該当校における第一学年の在籍者数は、20人以上を望ましい人数とする。

イ 小中高一貫教育を実施している一島一高等学校。

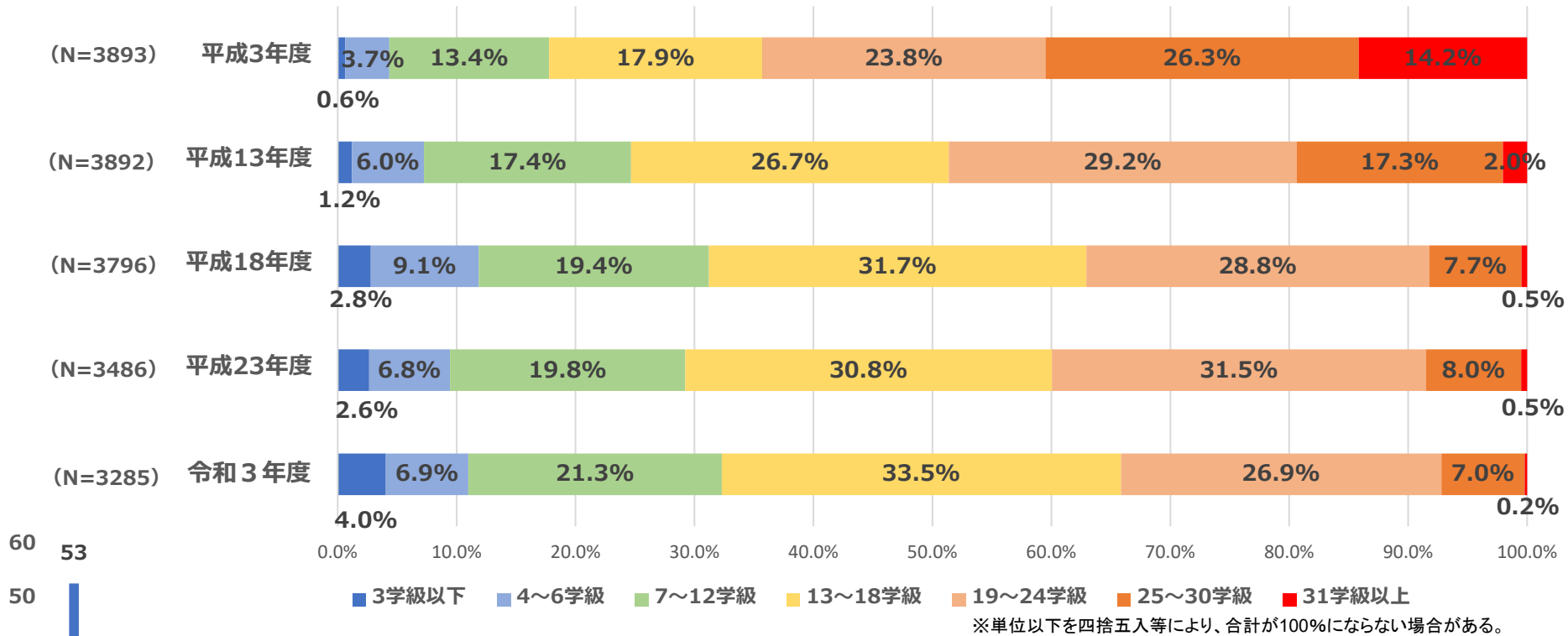
なお、該当校における第一学年の在籍者数は、10人以上を望ましい人数とする。

# 高等学校の学級規模（全日制、公立、本校のみ）

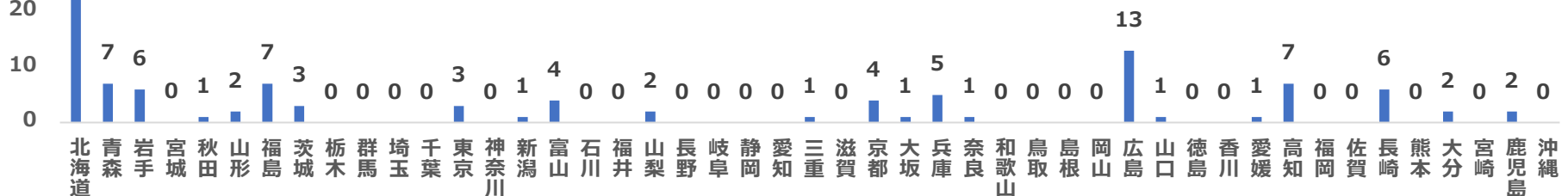
（出典）文部科学省「学校基本調査」

○公立高等学校の学級規模は、徐々に縮小傾向。平成23年から令和3年度にかけては、学校数が約200減少している一方で、小規模校の割合は増加。

## 学校規模の変遷（全日制、本校のみ）



## 令和3年度において3学級以下の学校の数（都道府県別、全日制、本校のみ）



# 各都道府県における将来的な学級規模の推移の分析例①

## 岡山県における、各学区の1学年あたり学級数別学校数の予測

※学校数を維持しながら、均等に学級減を進めた場合の見込み（公立全日制（中等教育学校を含む））を岡山県教育委員会において推計したもの。

### 西備学区

学級数	H29	H40	H43
9学級			
8学級			
7学級			
6学級			
5学級	2 <sub>*3</sub>		
4学級	3	1	
3学級	1	4	3
2学級		1	3
1学級			

\*3 井原高校（北校地3・南校地2）を含む

### 倉敷学区

学級数	H29	H40	H43
9学級			
8学級	7	1	
7学級	3	6	7
6学級	2	4	4
5学級	1	1	1
4学級		1	1
3学級			
2学級			
1学級			

### 岡山学区

学級数	H29	H40	H43
9学級	4		
8学級	4	5	4
7学級	3	4	4
6学級		2	3
5学級	2	1	1
4学級	5	4	3
3学級		2	3
2学級			
1学級			

### 備北学区

学級数	H29	H40	H43
9学級			
8学級			
7学級			
6学級	1 <sub>*1</sub>		
5学級			
4学級	2	1	1
3学級		1	1
2学級		1	1
1学級			

\*1 新見高校（北校地3・南校地3）を含む

### 美作学区

学級数	H29	H40	H43
9学級			
8学級			
7学級	1		
6学級	1	1	
5学級	3 <sub>*2</sub>	1	2
4学級	3	3	2
3学級		3	4
2学級			
1学級			

\*2 勝山高校（勝山校地4・藤山校地1）  
真庭高校（落合校地3・久世校地2）を含む

### 東備学区

学級数	H29	H40	H43
9学級			
8学級			
7学級			
6学級			
5学級			
4学級	4		
3学級	1	4	3
2学級		1	2
1学級			

（出典）  
岡山県高等学校教育研究協議会  
「平成40（2028）年度を目途とする  
県立高等学校教育体制の整備  
について」（提言）（平成29年  
11月）

## 各都道府県における将来的な学級規模の推移の分析例②

### 長崎県における、学校規模別の現状と将来予測（県内公立全日制高等学校）

※令和12年度予測は、中学校卒業生数の減少に対し、現状の学校数を維持したまま、単純に学級減を行った場合のシミュレーション。

1学年の学級数	1学級	2学級	3学級	4学級	5学級	6学級	7学級	8学級
平成31年度	6校	9校	9校	9校	4校	10校	5校	3校



1学年の学級数	1学級	2学級	3学級	4学級	5学級	6学級	7学級	8学級
令和12年度(予測)	9校	10校	11校	5校	6校	11校	2校	1校

(出典) 第三期長崎県立高等学校改革基本方針（令和2年3月）

## 小規模校のメリット・課題（「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」より）

- 小規模校に関する一般的なメリットと課題について、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」の中では以下のように記載している。高等学校の小規模校についてはこうした点のほか、配置できる教員の数が限られるため、生徒が履修できる科目が限られるという課題も挙げられる。

### 【一般に小規模校に存在するとされるメリット】

- ① 一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、補充指導や個別指導を含めたきめ細かな指導が行いやすい
- ② 意見や感想を発表できる機会が多くなる
- ③ 様々な活動において、一人一人がリーダーを務める機会が多くなる
- ④ 複式学級においては、教師が複数の学年間を行き来する間、児童生徒が相互に学び合う活動を充実させることができる
- ⑤ 運動場や体育館、特別教室などが余裕をもって使える
- ⑥ 教材・教具などを一人一人に行き渡らせやすい。例えば、ICT機器や高価な機材でも比較的少ない支出で全員分の整備が可能である
- ⑦ 異年齢の学習活動を組みやすい、体験的な学習や校外学習を機動的に行うことができる
- ⑧ 地域の協力が得られやすいため、郷土の教育資源を最大限に生かした教育活動が展開しやすい
- ⑨ 児童生徒の家庭の状況、地域の教育環境などが把握しやすいため、保護者や地域と連携した効果的な生徒指導ができる

### 【一般に、学級数が少ないことによる生じうる学校運営上の課題】

- ① クラス替えが全部又は一部の学年でできない
- ② クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない
- ③ 加配なしには、習熟度別指導などクラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくい
- ④ クラブ活動や部活動の種類が限定される
- ⑤ 運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる
- ⑥ 男女比の偏りが生じやすい
- ⑦ 上級生・下級生間のコミュニケーションが少なくなる、学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる
- ⑧ 体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる
- ⑨ 班活動やグループ分けに制約が生じる
- ⑩ 協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる
- ⑪ 教科等が得意な子供の考えにクラス全体が引っ張られがちとなる
- ⑫ 生徒指導上課題がある子供の問題行動にクラス全体が大きく影響を受ける
- ⑬ 児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる
- ⑭ 教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる

# 都道府県が実施した理想的な高校規模に関するアンケート結果の例

## 高知県の例

平成23年9月に、県内の市町村（学校組合）立中学校生徒（3年生）とその保護者（抽出）、県内の県立高等学校生徒（2年生）とその保護者（抽出）を対象に調査。

問 あなたの行きたい高校が（あなたは、高校の規模として）、学年当たりどのくらいの学級数であればよいと思いますか（学年当たりの学級数はどのくらいが適切だと思いますか）。次の中から1つ選んでください。

<回答者別の各項目を選んだ割合>

項目		回答者			
		中学生	高校生	中学校保護者	高等学校保護者
1	1学級	8.0%	19.3%	13.3%	18.3%
2	2～3学級	38.4%	31.3%	30.1%	32.3%
3	4～5学級	35.2%	33.1%	39.3%	37.6%
4	6～7学級	11.6%	13.0%	12.5%	9.2%
5	8学級以上	5.7%	3.1%	1.3%	0.6%

（出典）  
高知県教育委員会高等学校課  
「県立高等学校再編振興に係る  
アンケート調査報告書」（平成  
24年2月）

## 岡山県の例

平成30年5月に、市町村立中学校全151校の校長、市町村立中学校37校 第2学年のうち1クラスの生徒及び保護者、県立全日制高等学校25校 第1学年のうち1クラスの生徒及び保護者を対象に調査。

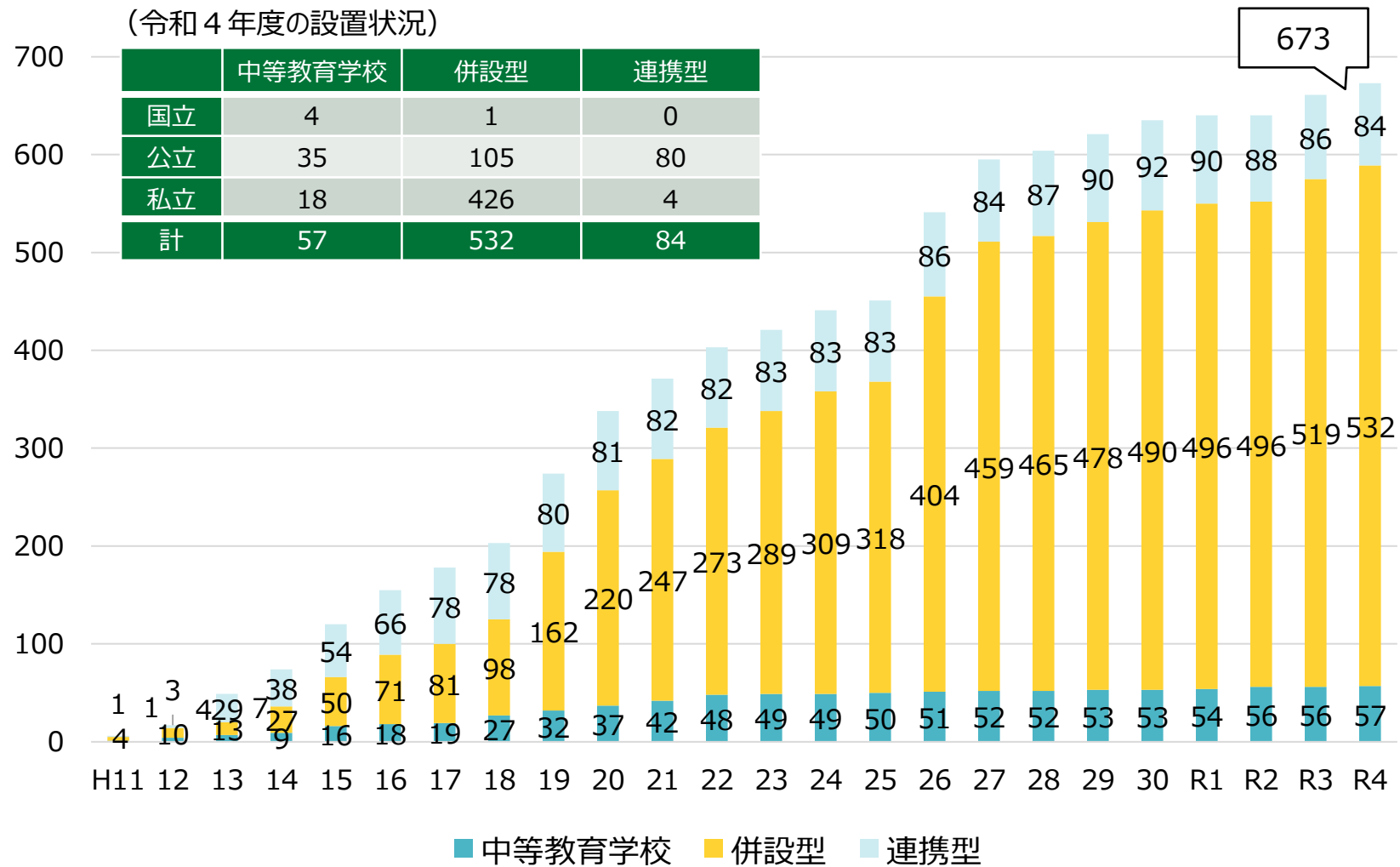
問 理想的な高校の規模は一学年当たり何学級ですか。（一つ記述）

回答	中学校長	中学校保護者	中学生	高校保護者	高校生
1学級	0.7%	0.5%	0.9%	0.6%	0.6%
2学級	0.7%	4.1%	4.6%	3.8%	3.1%
3学級	6.6%	16.7%	20.5%	8.8%	10.8%
4学級	20.5%	13.4%	20.8%	14.3%	18.4%
5学級	16.6%	26.9%	18.8%	26.0%	20.1%
6学級	29.1%	11.7%	12.4%	16.1%	14.5%
7学級	4.6%	4.3%	7.0%	7.1%	9.1%
8学級	9.9%	5.3%	6.0%	12.2%	11.9%
9学級	0.0%	1.5%	1.2%	1.7%	5.6%
10学級	1.3%	3.4%	2.3%	3.2%	3.7%
11学級以上	0.0%	1.2%	1.2%	0.5%	1.7%
（複数回答、無回答等）	9.9%	11.0%	4.2%	5.9%	0.4%

（出典）  
岡山県教育委員会「岡山県立高等学校教育体制整備実施計画」  
（平成31年2月）

# 中高一貫教育校数 [推移]

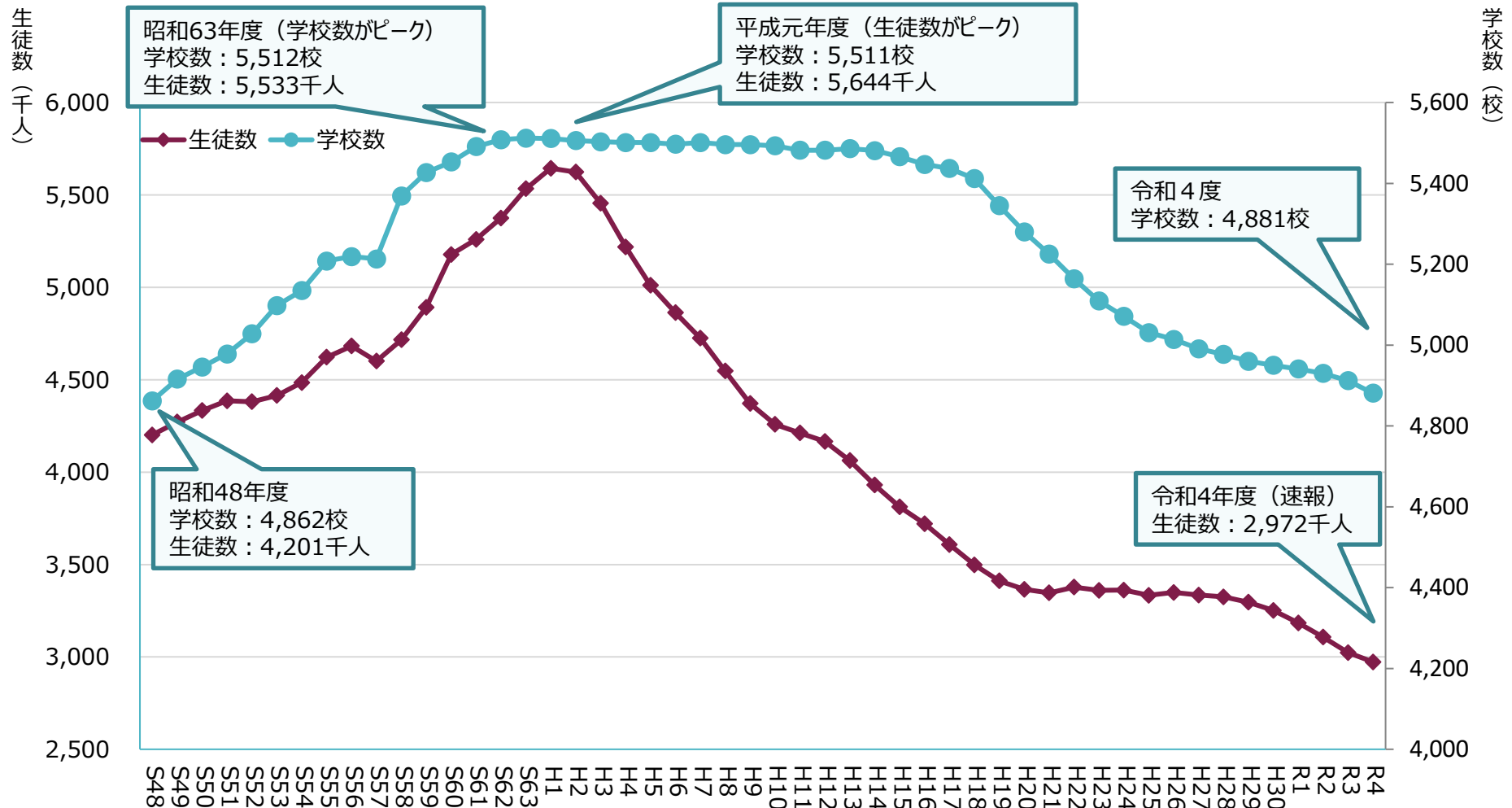
- 学校基本調査によると、中高一貫教育校については、令和4年度時点で673校。  
中高一貫教育校制度を導入した平成11年から令和4年にかけて増加傾向にある。



(出典) 文部科学省「学校基本調査」

# 全日制・定時制 高等学校等の学校数と生徒数の推移

○ **全日制・定時制**の高等学校等は、昭和63年度に学校数が最多の5512校、平成元年度に生徒数が最多の5644千人に達した。以降、**学校数・生徒数ともに減少しており**、令和4年度では、**生徒数が初めて300万人を下回っている**。



(※) 学校数は、国立・公立・私立学校（全日制・定時制）、中等教育学校後期課程（H11年度以降）の合計値。

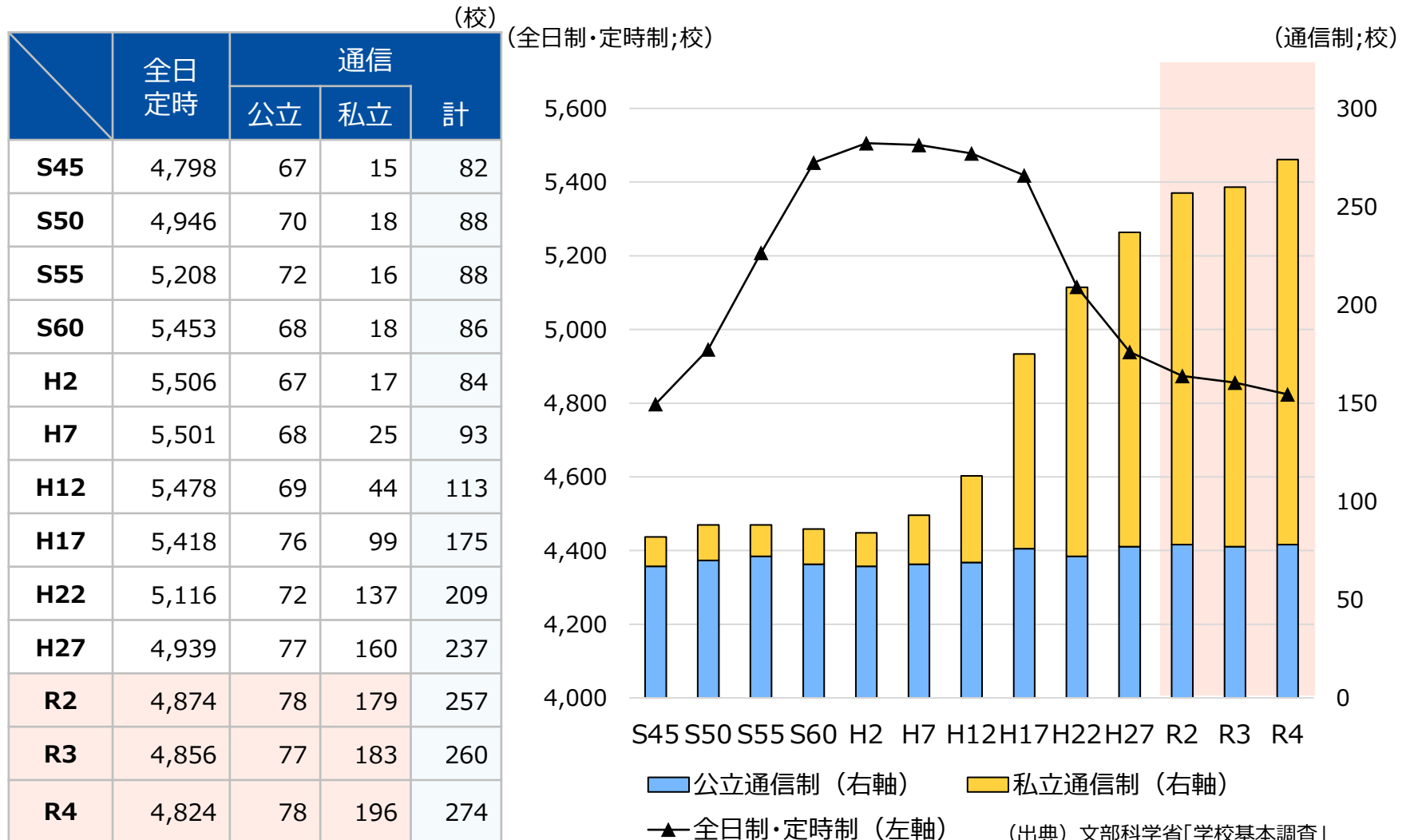
(※) 生徒数は、国立・公立・私立学校（全日制・定時制）、中等教育学校後期課程（H11年度以降）の合計値。（専攻科、別科の生徒数を含む。）

(出典) 文部科学省「学校基本調査」



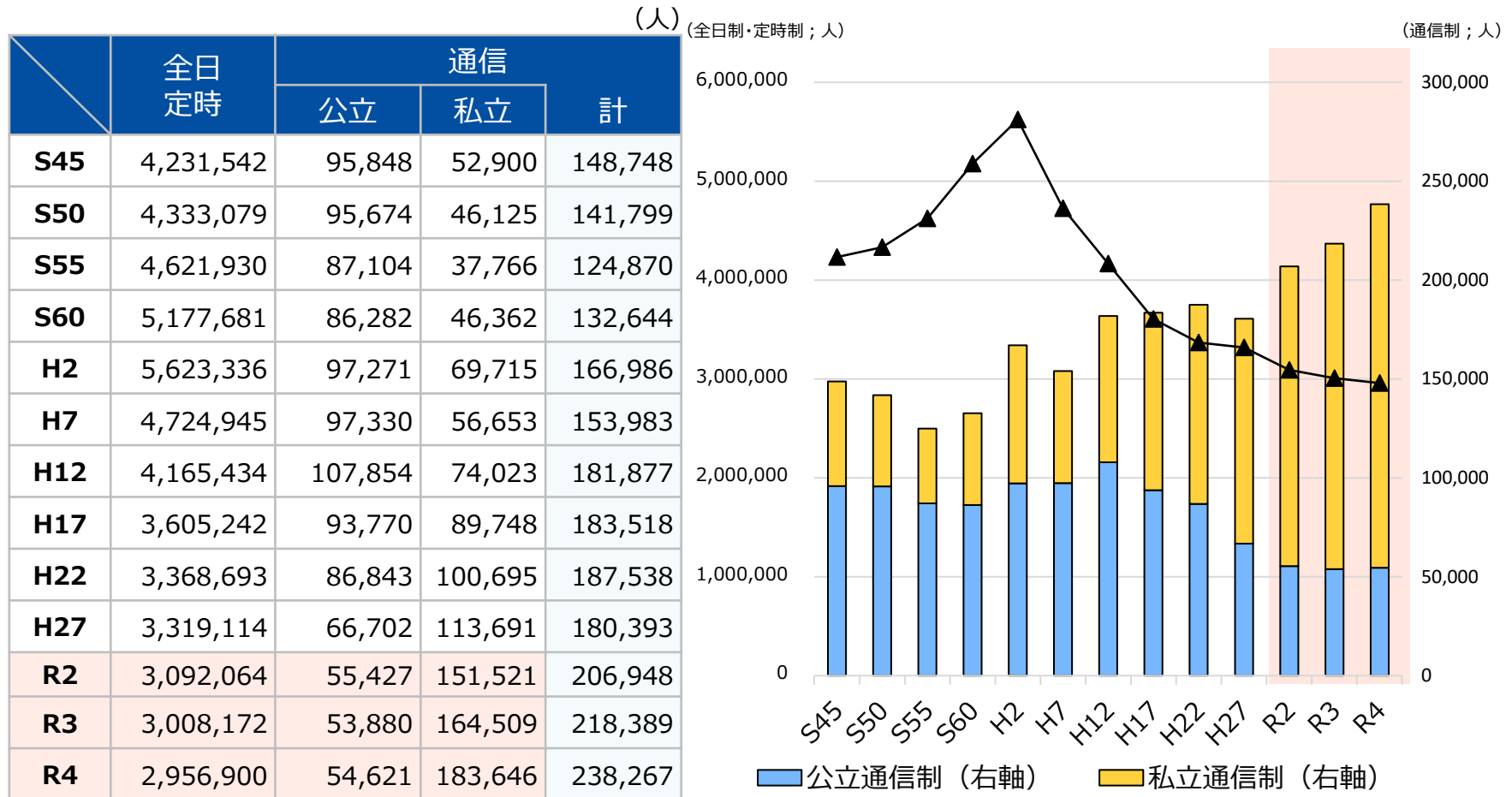
# 通信制高等学校の学校数（公私別推移）

- 高等学校の学校数の推移について、近年、全日制・定時制課程を置く高等学校の校数は全体として減少傾向にあるが、**通信制課程を置く高等学校の校数は全体として増加傾向**にある。
- 公私別で見れば、公立通信制の校数はわずかに増加している一方で、**私立通信制の校数は大きく増加**している。



# 通信制高等学校の生徒数（公私別推移）

- 高等学校の生徒数の推移について、近年、全日制・定時制課程の生徒数は全体として減少傾向にあるが、**通信制課程の生徒数は全体として増加傾向**にある。
- 公私別で見れば、**私立通信制の生徒数が大きく増加している一方で、公立通信制の生徒数は徐々に減少している**。（平成12年からの約20年間で、**私立の生徒数は約2.5倍に増加している一方で、公立の生徒は半減**）



(※ 1) 全日制・定時制課程の生徒数には、専攻科・別科に属する生徒数を含む。

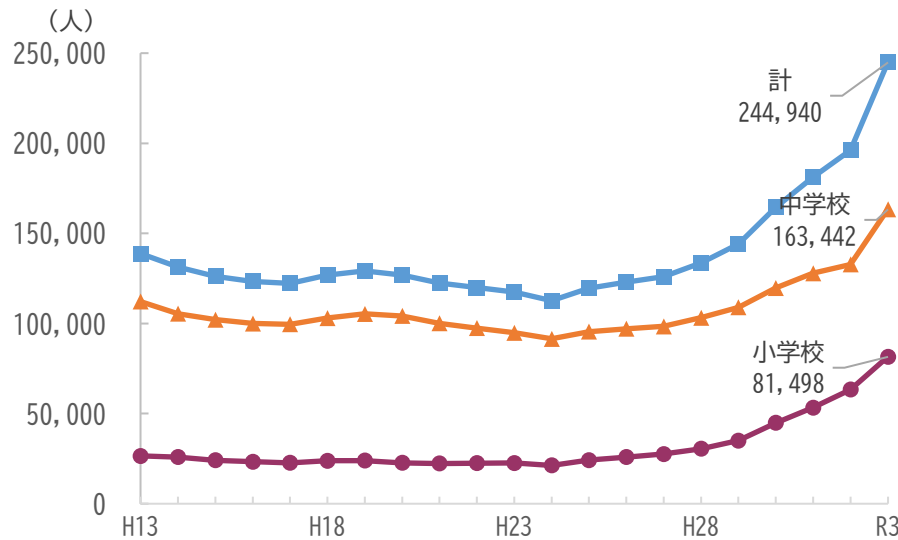
(※ 2) 通信制課程の生徒数には、他からの併修者の数は含まれていない。

(出典) 文部科学省「学校基本調査」

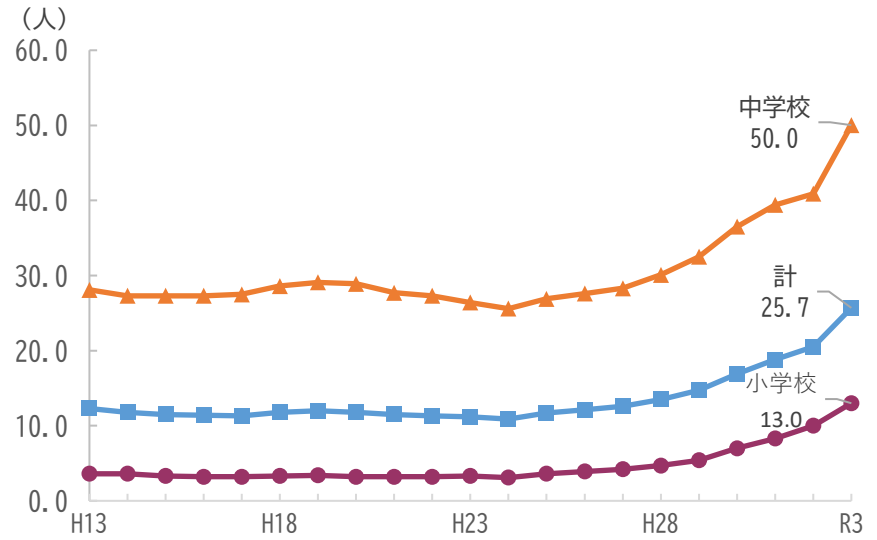
# 小・中学校における不登校の状況について

- 小・中学校における長期欠席者のうち、**不登校児童生徒数は244,940人**（前年度196,127人）であり、**児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数は25.7人**（前年度20.5人）。
- 不登校児童生徒数は9年連続で増加し、過去最多となっている。

■ 不登校児童生徒数の推移



■ 不登校児童生徒数の推移 (1,000人当たり不登校児童生徒数)



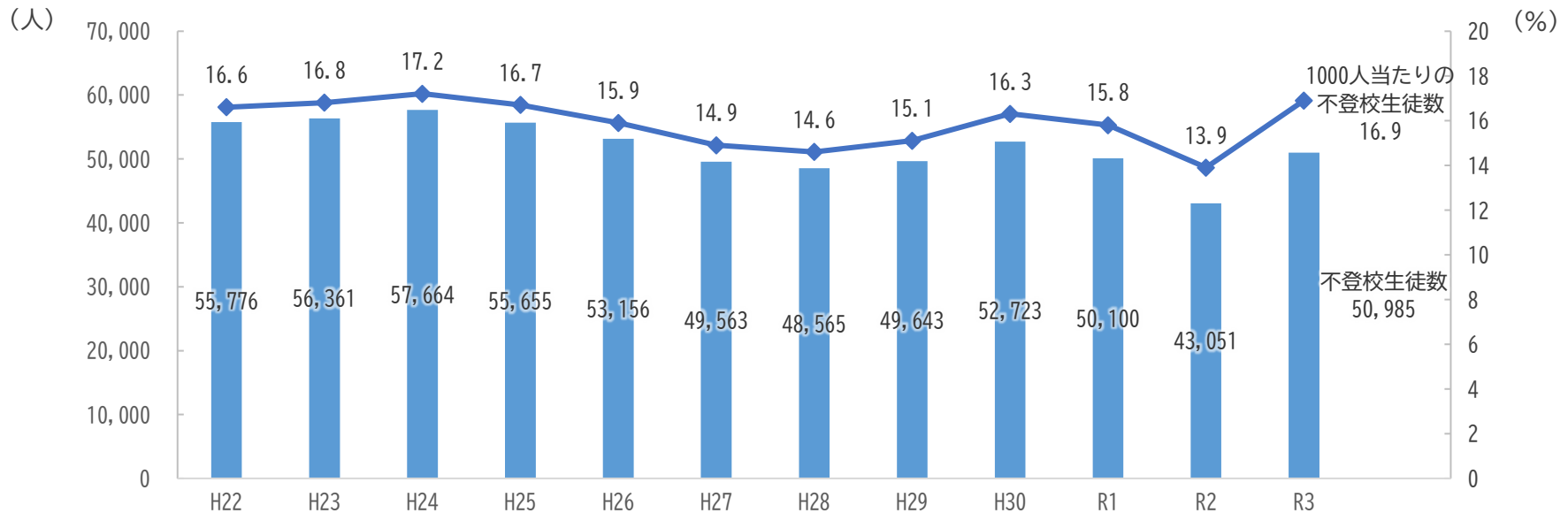
■ 不登校児童生徒数(上段)と1,000人当たりの不登校児童生徒数(下段)

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
小学校	26,511 3.6	25,869 3.6	24,077 3.3	23,318 3.2	22,709 3.2	23,825 3.3	23,927 3.4	22,652 3.2	22,327 3.2	22,463 3.2	22,622 3.3	21,243 3.1	24,175 3.6	25,864 3.9	27,583 4.2	30,448 4.7	35,032 5.4	44,841 7.0	53,350 8.3	63,350 10.0	81,498 13.0
中学校	112,211 28.1	105,383 27.3	102,149 27.3	100,040 27.3	99,578 27.5	103,069 28.6	105,328 29.1	104,153 28.9	100,105 27.7	97,428 27.3	94,836 26.4	91,446 25.6	95,442 26.9	97,033 27.6	98,408 28.3	103,235 30.1	108,999 32.5	119,687 36.5	127,922 39.4	132,777 40.9	163,442 50.0
計	138,722 12.3	131,252 11.8	126,226 11.5	123,358 11.4	122,287 11.3	126,894 11.8	129,255 12.0	126,805 11.8	122,432 11.5	119,891 11.3	117,458 11.2	112,689 10.9	119,617 11.7	122,897 12.1	125,991 12.6	133,683 13.5	144,031 14.7	164,528 16.9	181,272 18.8	196,127 20.5	244,940 25.7

# 高等学校における不登校の状況について

○ 高等学校における不登校生徒数は50,985人（前年度43,051人）であり、1,000人当たりの不登校生徒数は、16.9人（前年度13.9人）である。

## 不登校生徒数の推移



○ 90日以上欠席した者は、不登校生徒数の17.6%である。

区分	欠席日数30～89日の者		欠席日数90日以上で出席日数11日以上の方		欠席日数90日以上で出席日数1～10日の者		欠席日数90日以上で出席日数0日の者		不登校児童生徒数
国公立計	42,037	82.4%	7,150	14.0%	1,186	2.3%	612	1.2%	50,985

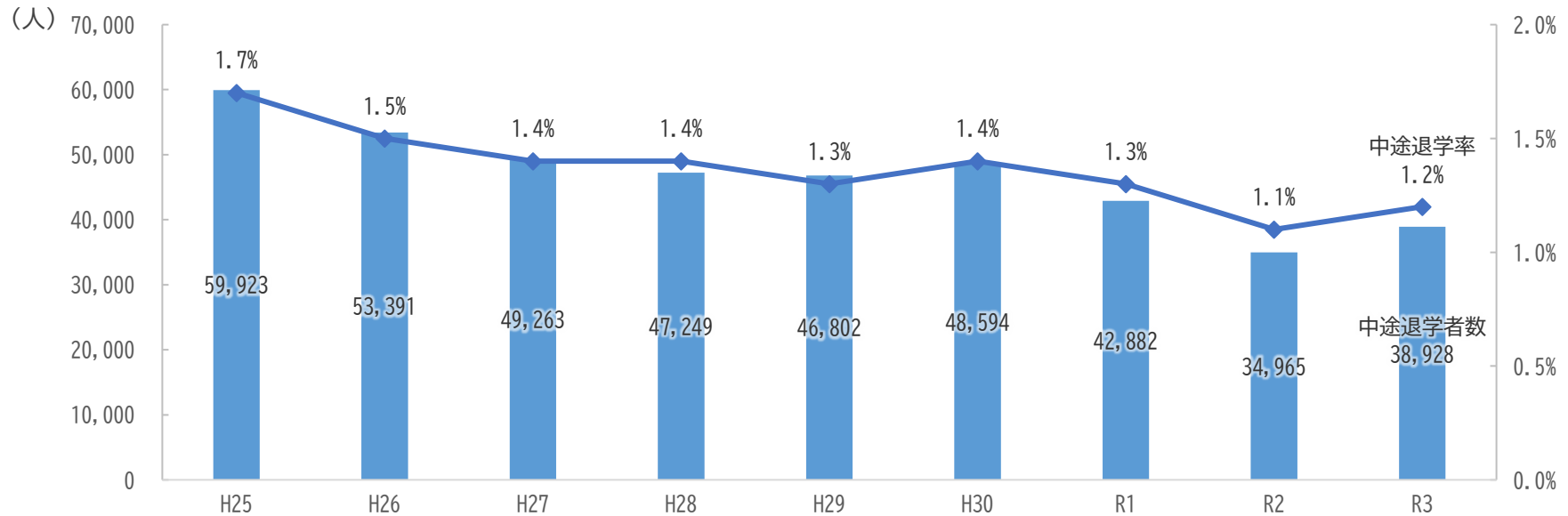
	国公立計	不登校生徒数に対する割合
不登校生徒のうち中途退学に至った者	8,940	17.5%
不登校生徒のうち原級留置になった者	3,006	5.9%

※ 出席日数については、学校に登校した日数であり、例えば自宅においてICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした場合など、出席扱いとした日数は含まない。

# 高等学校における中途退学の状況について

○ 高等学校における中途退学者数は38,928人（前年度34,965人）であり、中途退学者の割合は1.2%（前年度1.1%）である。

## 高等学校における中途退学者数及び中途退学率の推移



※中途退学率は、在籍者数に占める中途退学者数の割合。

## 事由別中途退学者数

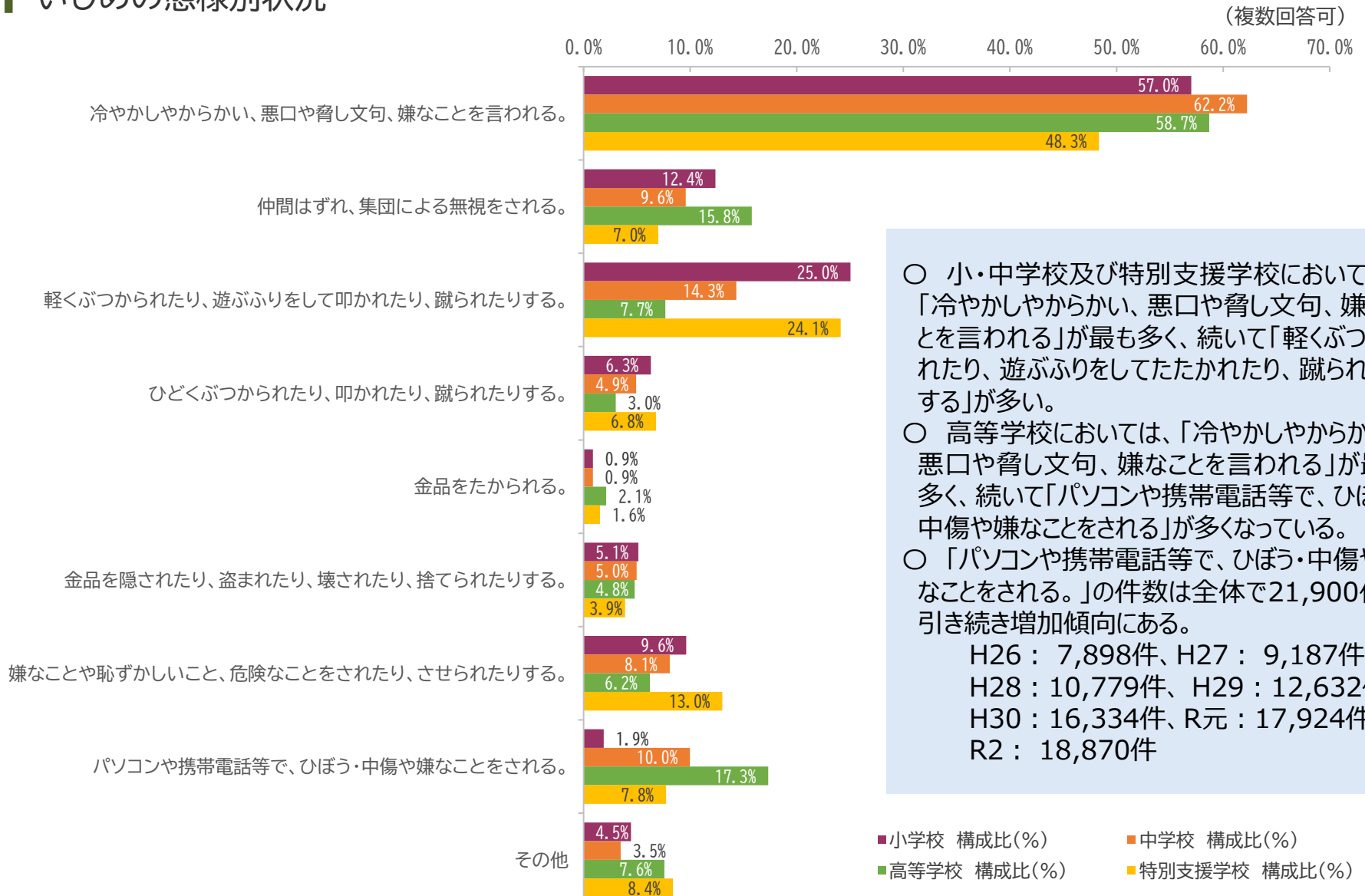
	学業不振	学校生活・学業不適応	進路変更	病気・けが・死亡	経済的理由	家庭の事情	問題行動等	その他
R1	2,905 6.8%	15,678 36.6%	15,237 35.5%	2,009 4.7%	782 1.8%	1,800 4.2%	1,614 3.8%	2,857 6.7%
R2	2,029 5.8%	10,662 30.5%	15,087 43.1%	1,650 4.7%	509 1.5%	1,402 4.0%	991 2.8%	2,635 7.5%
R3	2,560 6.6%	11,855 30.5%	17,219 44.2%	1,919 4.9%	532 1.4%	1,478 3.8%	954 2.5%	2,411 6.2%

※中途退学者1人につき、主たる理由を一つ選択したもの。

※上段:人数  
下段:中途退学者に対する割合

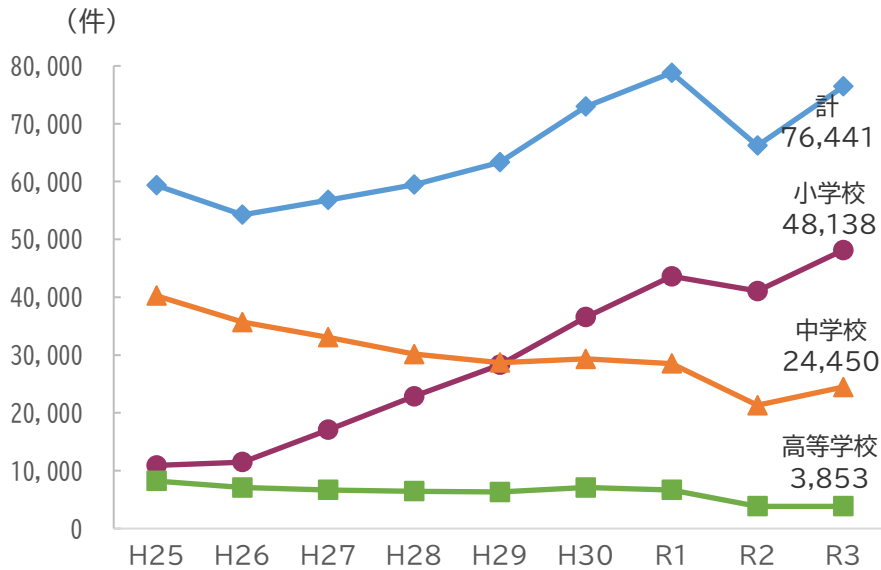
# いじめの態様別状況について

## いじめの態様別状況

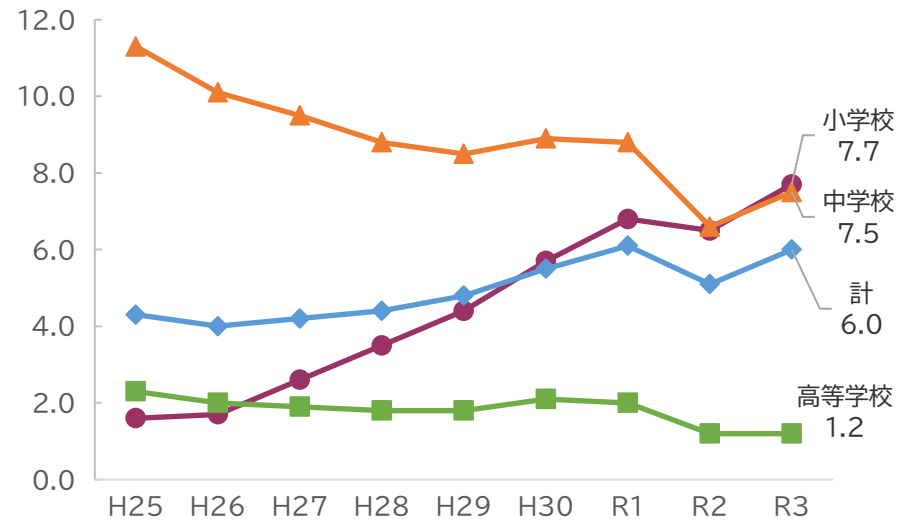


# 暴力行為の状況について

## 暴力行為発生件数の推移



## 1,000人当たりの暴力行為発生件数



年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
小学校	10,896	11,472	17,078	22,841	28,315	36,536	43,614	41,056	48,138
	1.6	1.7	2.6	3.5	4.4	5.7	6.8	6.5	7.7
中学校	40,246	35,683	33,073	30,148	28,702	29,320	28,518	21,293	24,450
	11.3	10.1	9.5	8.8	8.5	8.9	8.8	6.6	7.5
高等学校	8,203	7,091	6,655	6,455	6,308	7,084	6,655	3,852	3,853
	2.3	2.0	1.9	1.8	1.8	2.1	2.0	1.2	1.2
計	59,345	54,246	56,806	59,444	63,325	72,940	78,787	66,201	76,441
	4.3	4.0	4.2	4.4	4.8	5.5	6.1	5.1	6.0

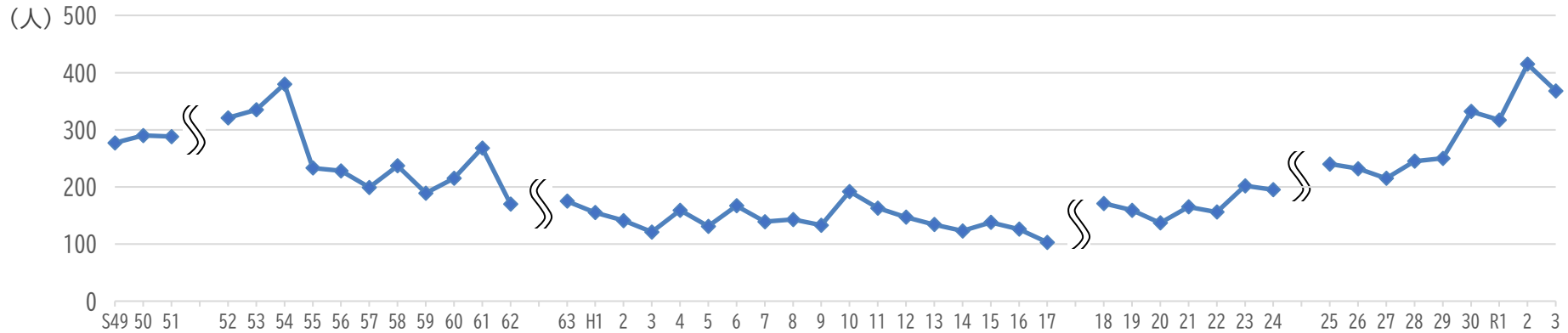
※ 上段は発生件数、下段は1,000人当たりの発生件数。

- 小・中・高等学校における暴力行為の発生件数は76,441件（前年度66,201件）であり、前年度から10,240件（15.5%）増加している。
- 児童生徒1,000人当たりの発生件数は6.0件（前年度5.1件）である。

本調査においては、「当該暴力行為によってけががあるかないかといったことや、けがによる病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などにかかわらず」、暴力行為に該当するものをすべて対象とすることとしている。

# 自殺の状況について

○ 小・中・高等学校から報告のあった自殺した児童生徒数は368人（前年度415人）である。



	小学校	中学校	高等学校	合計
R元年度	4	91	222	317
R2年度	7	103	305	415
R3年度	8	109	251	368

※ 昭和51年までは公立中・高等学校を調査。昭和52年からは公立小学校、平成18年度からは国私立学校、平成25年度からは高等学校通信制課程も調査。  
 ※ 昭和49年から62年までは年間の数、昭和63年以降は年度間の数である。  
 ※ 学校が把握し、計上したもの。

## 自殺した児童生徒が置かれていた状況 (複数回答可)

	小学校	中学校	高等学校	合計
家庭不和	1	15	30	46
父母等の叱責	1	17	20	38
精神障害	0	10	24	34
進路問題	0	9	21	30
えん世	0	10	16	26
友人関係(いじめを除く)	0	9	15	24
学業等不振	0	9	12	21
恋愛問題	0	4	16	20
病弱等による悲観	0	0	8	8
いじめの問題	0	4	2	6
教職員との関係での悩み	0	1	1	2
不明	7	69	137	213
その他	0	4	15	19

(人)

## 令和3年度の警察庁の統計数値との比較

(人)

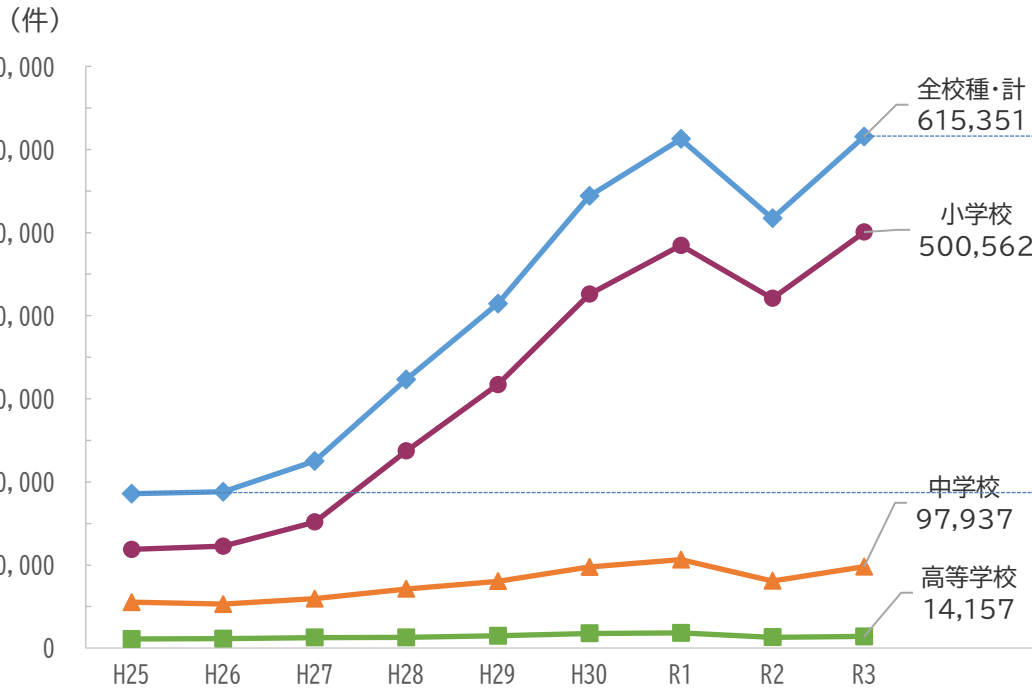
	警察庁調査	文科省調査	差
小学校	8	8	0
中学校	135	109	26
高等学校	311	251	60
合計	454	368	86

※警察庁調査、文科科学省調査とも年度間の自殺者数。  
 ※警察庁調査における、令和4年1月～3月までの数値は暫定値である。

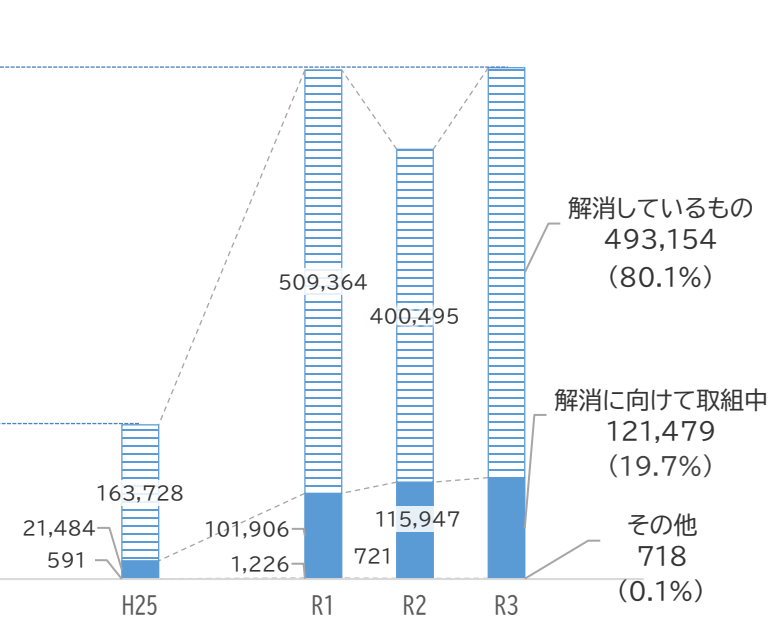


# いじめの状況について

## いじめの認知件数の推移



## いじめの解消状況の推移(各年度末時点)



年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
小学校	118,748 17.8	122,734 18.6	151,692 23.2	237,256 36.5	317,121 49.1	425,844 66.0	484,545 75.8	420,897 66.5	500,562 79.9
中学校	55,248 15.6	52,971 15.0	59,502 17.1	71,309 20.8	80,424 24.0	97,704 29.8	106,524 32.8	80,877 24.9	97,937 30.0
高等学校	11,039 3.1	11,404 3.2	12,664 3.6	12,874 3.7	14,789 4.3	17,709 5.2	18,352 5.4	13,126 4.0	14,157 4.4
特別支援学校	768 5.9	963 7.3	1,274 9.4	1,704 12.4	2,044 14.5	2,676 19.0	3,075 21.7	2,263 15.9	2,695 18.4
計	185,803 13.4	188,072 13.7	225,132 16.5	323,143 23.8	414,378 30.9	543,933 40.9	612,496 46.5	517,163 39.7	615,351 47.7

- 小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は615,351件（前年度517,163件）であり、前年度に比べ98,188件（19.0%）増加している。
- 児童生徒1,000人当たりの認知件数は47.7件（前年度39.7件）である。
- 年度末時点でのいじめの状況について、解消しているものは493,154件（80.1%）であった。

※ 上段は認知件数、下段は1,000人当たりの認知件数



# 特別支援教育を受ける児童生徒数の概況

○ 障害のある子供に対し、多様な学びの場において、少人数の学級編制、特別の教育課程等による適切な指導及び支援を実施。

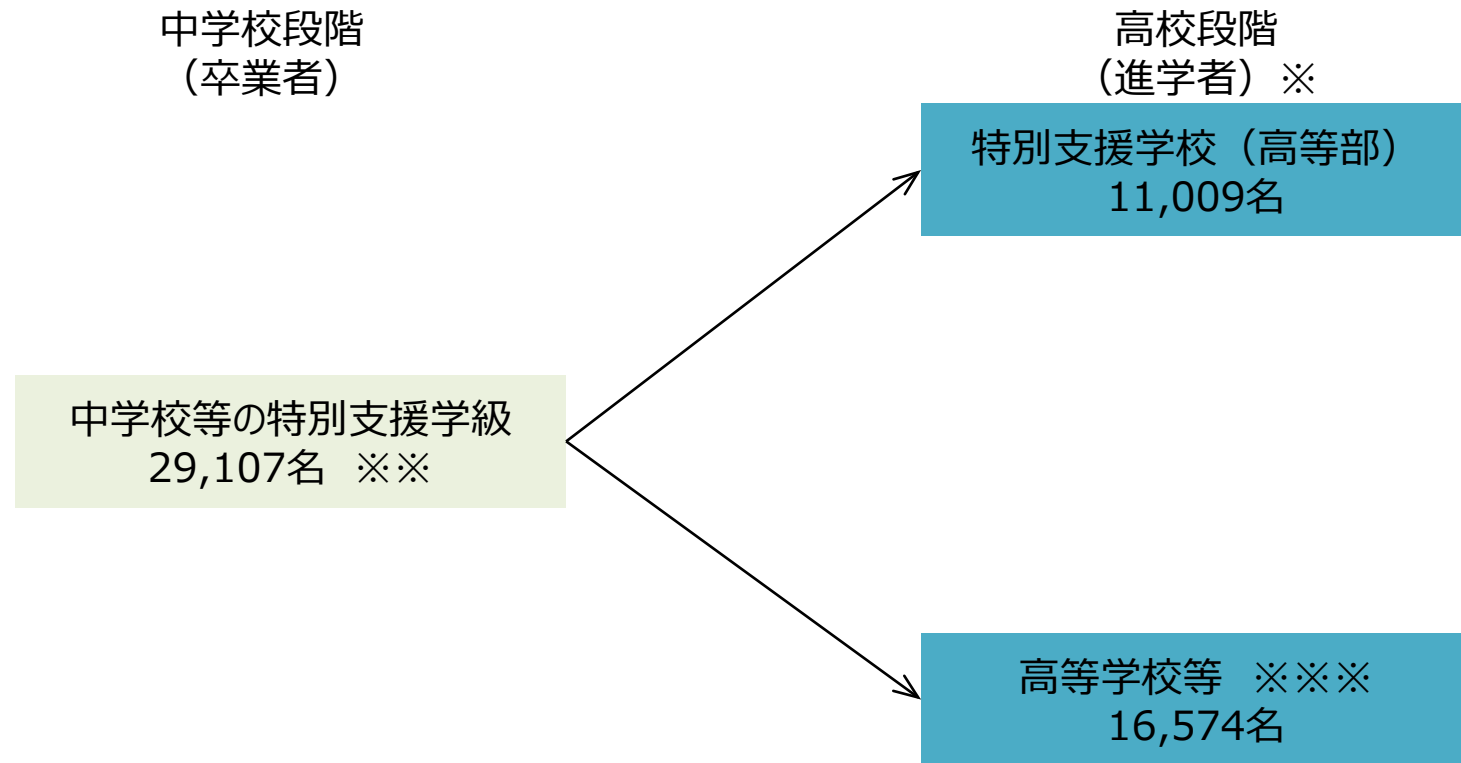
	特別支援学校	小・中学校等	
		特別支援学級	通級による指導
概要	障害の程度が比較的重い子供を対象として、専門性の高い教育を実施	障害の種別ごとの学級を編制し、子供一人一人に応じた教育を実施	大部分の授業を在籍する通常の学級で受けながら、一部の時間で障害に応じた特別な指導を実施
対象障害種と人数	視覚障害 (約4,800人) 聴覚障害 (約7,600人) 知的障害 (約137,800人) 肢体不自由 (約30,700人) 病弱・身体虚弱 (約19,400人)  ※重複障害の場合はダブルカウントしている  <b>合計：約148,600人 (※令和4年度)</b> <b>(平成24年度の約1.1倍)</b>	知的障害 (約156,700人) 肢体不自由 (約4,500人) 病弱・身体虚弱 (約4,700人) 弱視 (約600人) 難聴 (約1,900人) 言語障害 (約1,300人) 自閉症・情緒障害 (約183,600人)  <b>合計：約353,400人 (※令和4年度)</b> <b>(平成24年度の約2.1倍)</b>	言語障害 (約47,200人) 自閉症 (約36,800人) 情緒障害 (約24,600人) 弱視 (約200人) 難聴 (約2,100人) 学習障害 (約34,100人) 注意欠陥多動性障害 (約38,700人) 肢体不自由 (約160人) 病弱・身体虚弱 (約100人)  <b>合計：約183,900人 (※令和3年度)</b> <b>(平成24年度の約2.3倍)</b>
幼児児童生徒数	幼稚部：約 1,200人 小学部：約49,600人 中学部：約32,500人 高等部：約65,400人 義務教育段階の全児童生徒の0.9% (※令和4年度)	小学校：約252,600人 中学校：約100,900人 義務教育段階の全児童生徒の3.7% (※令和4年度)	小学校：約154,600人 中学校：約 27,700人 高等学校：約 1,700人 (※令和3年度) 義務教育段階の全児童生徒の1.9%
学級編制定数措置(公立)	【小・中】1学級6人 【高】1学級8人 ※重複障害の場合、1学級3人	【小・中】1学級8人	【小・中】13人に1人の教員を措置 ※平成29年度から段階的に基礎定数化 【高】加配措置
教育課程	各教科等に加え、「自立活動」の指導を実施。障害の状態等に応じた弾力的な教育課程が編成可。 ※知的障害者を教育する特別支援学校では、知的障害の特性等を踏まえた教科を別に設けている。	基本的には、小学校・中学校の学習指導要領に沿って編成するが、実態に応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考とした特別の教育課程が編成可。	通常の学級の教育課程に加え、又はその一部に替えた特別の教育課程を編成。 【小・中】週1～8コマ以内 【高】年間7単位以内
それぞれの児童生徒について <b>個別の教育支援計画</b> (家庭、地域、医療、福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で教育的支援を行うための計画)と <b>個別の指導計画</b> (一人一人の教育的ニーズに応じた指導目標、内容、方法等をまとめた計画)を作成。			

※通常の学級に在籍し、学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒数の割合：推定値 8.8% (小・中)、推定値 2.2% (高)

(令和4年文部科学省の調査において、学級担任等による回答に基づきものであり、医師の診断等によるものでない点に留意。)

※※「小学校」には義務教育学校前期課程を、「中学校」には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を、「高等学校」には中等教育学校後期課程を含む。四捨五入の関係で、内訳の足し上げた合計が一致しないことがある。

## 特別支援学級（中学校）に在籍していた生徒の進学先



※「就職者等」「不詳・死亡」の場合があることから、卒業者（29,107名）と進学者の合計（11,009+16,574=27,583名）は一致しない。

※※「中学校等」には、中学校に加え、義務教育学校も含む。

※※※「高等学校等」は、高等学校及び中等教育学校後期課程の本科及び別科、高等専門学校を指す。

出典：令和4年度学校基本調査（確報値）

## 在籍者数の表（1学年当たりの平均・概数）

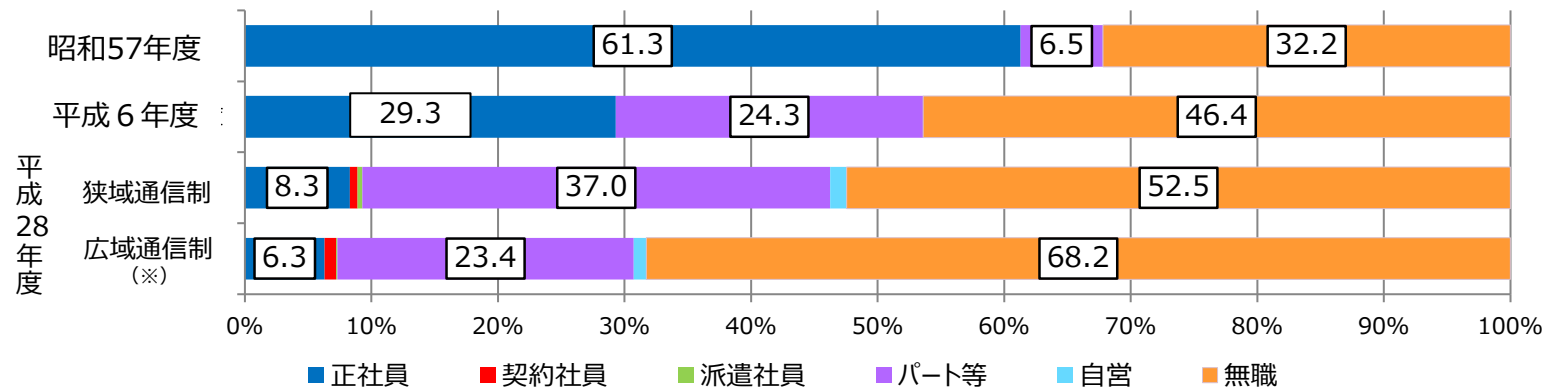
		小学校 小学部	中学校 中学部	高校 高等部
特別支援学校		8,000	11,000	22,000
特別 支援 学校 以外	特別支援学級	39,000	31,000	-
	通級	23,000	8,000	433 <small>全242 定150 通41</small>
	それ以外	981,000	1,050,000	1,080,000 <small>全983,000、定25,000、通73,000</small>
合計		1,052,000	1,100,000	1,102,000

出典：令和3年度学校基本調査（確報値）、令和2年度 通級による指導実施状況調査

# 通信制高校に在籍する生徒の就業状況及び実態等

- 通信制高校の在籍生徒に占める就業者の割合が減少する一方で、小・中学校及び前籍校において不登校経験を有する生徒の割合が最も多く、生徒の実態が変容している状況にある。

## 通信制高校に在籍する生徒の就業状況の変化



## 通信制高校に在籍する生徒の実態等

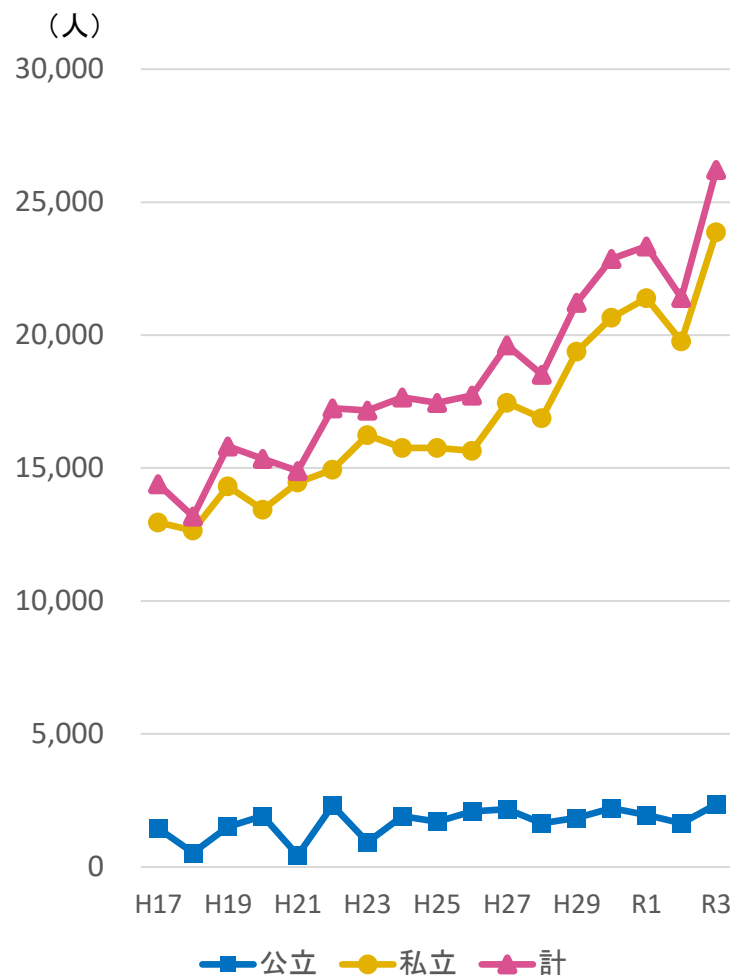
	狭域通信制	広域通信制 (※)
小・中学校及び前籍校における不登校経験がある生徒	48.9%	66.7%
外国とつながりがある（外国籍・日本語を母語としない）生徒	2.8%	2.4%
ひとり親家庭の生徒	26.9%	18.7%
非行経験（刑法犯罪等）を有する生徒	2.1%	4.1%
特別な支援を必要とする生徒	11.8%	3.0%
心療内科等に通院歴のある生徒	11.0%	4.8%

(※) 広域通信制とは3以上の都道府県において生徒募集を行うものを指す。

# 通信制課程の年度途中入学者数（公私別推移）

- 通信制課程の年度途中入学者数は、公立は概ね横ばいで推移しているものの、私立は増加傾向にある。
- 公私別で見れば、年度間入学者のうち年度途中入学者が占める割合は、私立通信制の方が公立通信制よりも高い状況が続いており、令和3年度間では、公立通信制が17.4%、私立通信制が30.6%となっている。

	公立		私立		計	
	実数 (人)	割合 (%)	実数 (人)	割合 (%)	実数 (人)	割合 (%)
H17	1,444	7.5%	12,951	32.6%	14,395	24.4%
H18	527	3.0%	12,657	32.1%	13,184	23.1%
H19	1,510	8.2%	14,309	35.2%	15,819	26.8%
H20	1,914	9.8%	13,439	33.2%	15,353	25.6%
H21	433	2.4%	14,460	34.9%	14,893	25.1%
H22	2,318	11.8%	14,934	33.7%	17,252	27.0%
H23	926	5.4%	16,242	35.5%	17,168	27.3%
H24	1,902	11.4%	15,752	32.7%	17,654	27.2%
H25	1,700	10.7%	15,757	33.0%	17,457	27.5%
H26	2,081	14.4%	15,652	31.7%	17,733	27.8%
H27	2,172	15.7%	17,453	33.7%	19,625	29.9%
H28	1,634	13.0%	16,877	31.6%	18,511	28.1%
H29	1,841	14.4%	19,378	33.4%	21,219	30.0%
H30	2,207	16.7%	20,658	34.2%	22,865	31.0%
R1	1,946	13.8%	21,393	32.1%	23,339	28.9%
R2	1,640	12.6%	19,771	29.5%	21,401	26.7%
R3	2,345	17.4%	23,875	30.6%	26,220	28.7%



(※1) 年度途中入学者数とは、その年度の5月2日から3月31日までに入学を決定した者の数を示す。なお、転学者・転籍者はその数に含む。

(※2) 表中の「割合」は、年度間入学者数のうち年度途中入学者数が占める割合をいう。

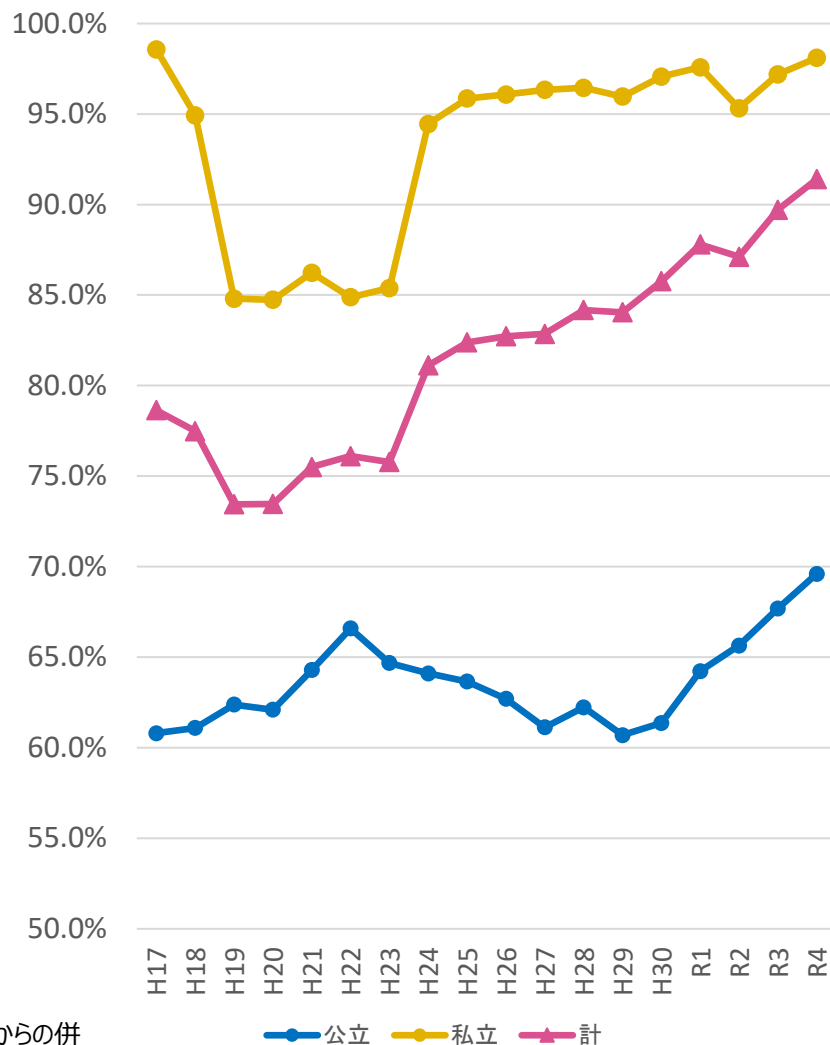
(出典) 文部科学省「学校基本調査」

# 通信制課程の履修者割合（公私別推移）

【全日制・定時制・通信制の望ましい在り方関係】

○ 全体の生徒のうち履修者が占める割合は、私立通信制の方が公立通信制よりも高い状況が続いており、令和4年5月1日現在では、公立通信制が69.6%、私立通信制が98.1%となっている。

	公立		私立		計	
	実数 (人)	割合 (%)	実数 (人)	割合 (%)	実数 (人)	割合 (%)
H17	61,022	60.8%	88,550	98.6%	149,572	78.6%
H18	59,334	61.1%	86,662	94.9%	145,996	77.5%
H19	59,412	62.4%	78,673	84.8%	138,085	73.4%
H20	58,542	62.1%	80,529	84.7%	139,071	73.5%
H21	60,401	64.3%	84,618	86.2%	145,019	75.5%
H22	61,850	66.6%	85,573	84.9%	147,423	76.1%
H23	58,229	64.7%	88,788	85.4%	147,017	75.8%
H24	54,853	64.1%	103,072	94.5%	157,925	81.1%
H25	50,639	63.7%	106,069	95.9%	156,708	82.4%
H26	47,121	62.7%	108,222	96.1%	155,343	82.7%
H27	43,165	61.1%	109,584	96.3%	152,749	82.9%
H28	41,189	62.2%	114,106	96.5%	155,295	84.2%
H29	37,992	60.7%	117,854	96.0%	155,846	84.1%
H30	36,750	61.4%	125,455	97.1%	162,205	85.8%
R1	37,702	64.2%	137,926	97.6%	175,628	87.8%
R2	37,978	65.6%	144,450	95.3%	182,428	87.1%
R3	37,795	67.7%	159,898	97.2%	197,693	89.7%
R4	39,315	69.6%	180,219	98.1%	219,534	91.4%



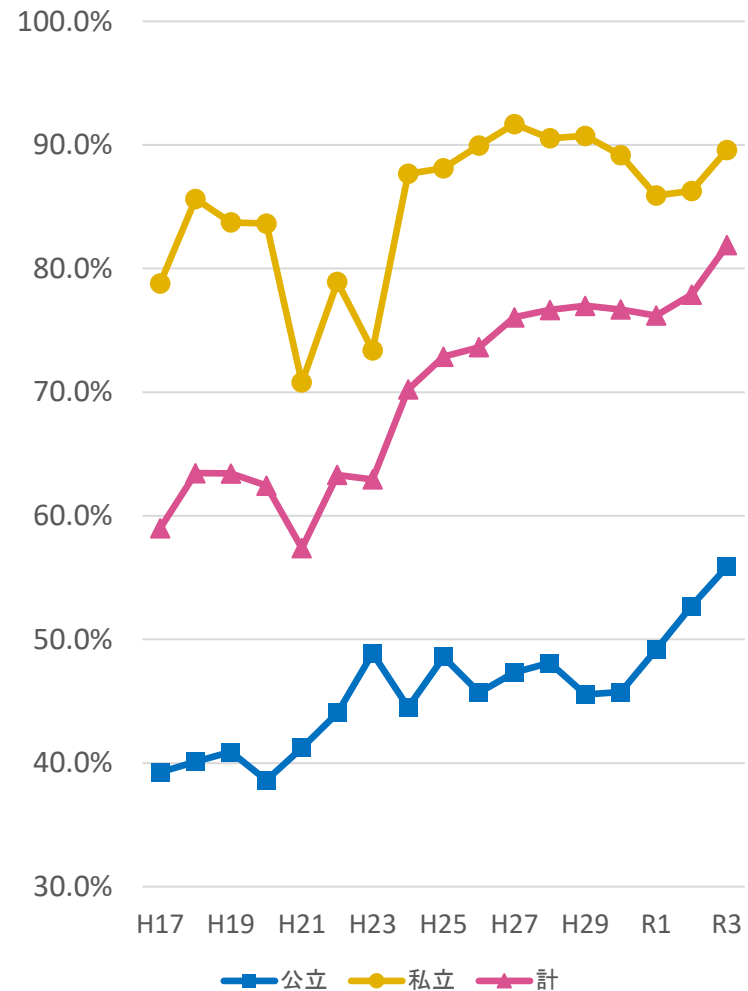
(※ 1) 履修者数とは、その年度の5月1日時点における、自校の通信制課程の生徒に他からの併修者を加えた数のうち、実際に1科目以上履修している生徒の数を示す。科目履修生は除く。

(※ 2) 表中の「割合」は、自校の通信制課程の生徒に他からの併修者を加えた数のうち履修者数が占める割合を示す。

# 通信制課程の単位修得者割合（公私別推移）

- 全体の生徒のうち単位修得者が占める割合は、私立通信制の方が公立通信制よりも高い状況が続いており、令和3年度間では、公立通信制が55.9%、私立通信制が89.6%となっている。

	公立		私立		計	
	実数 (人)	割合 (%)	実数 (人)	割合 (%)	実数 (人)	割合 (%)
H17	37,709	39.2%	75,467	78.8%	113,176	59.0%
H18	36,818	40.1%	82,737	85.6%	119,555	63.5%
H19	37,128	40.9%	84,301	83.7%	121,429	63.4%
H20	35,232	38.6%	85,844	83.6%	121,076	62.4%
H21	36,605	41.2%	75,656	70.8%	112,261	57.4%
H22	39,305	44.1%	86,868	78.9%	126,173	63.3%
H23	41,579	48.9%	83,977	73.4%	125,556	62.9%
H24	35,724	44.5%	103,743	87.7%	139,467	70.2%
H25	36,466	48.6%	105,436	88.1%	141,902	72.9%
H26	32,481	45.7%	109,321	90.0%	141,802	73.6%
H27	31,820	47.3%	113,384	91.7%	145,204	76.1%
H28	29,960	48.1%	115,960	90.5%	145,920	76.7%
H29	26,929	45.5%	122,849	90.7%	149,778	77.0%
H30	26,271	45.7%	126,958	89.2%	153,229	76.7%
R1	27,384	49.2%	133,267	85.9%	160,651	76.2%
R2	29,067	52.7%	142,756	86.3%	171,823	77.9%
R3	30,235	55.9%	162,732	89.6%	192,967	81.9%



(※1) 単位修得者数は、その年度の4月1日から3月31日までに自校の通信教育で1科目以上の単位を修得した者の数を示す。なお、他からの併修者でも単位を修得した者はその数に含む。

(※2) 表中の「割合」は、その年度の5月1日時点における自校の通信制課程の生徒及び他からの併修者の数に年度途中入学者数を加えて年度間退学者数を減じた数のうち、その年度の単位修得者数が占める割合を示す。

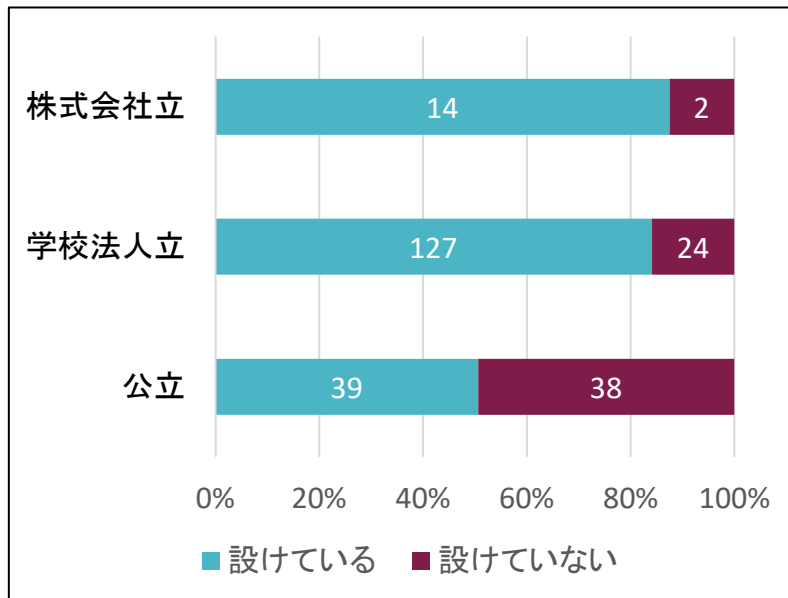
(出典) 文部科学省「学校基本調査」



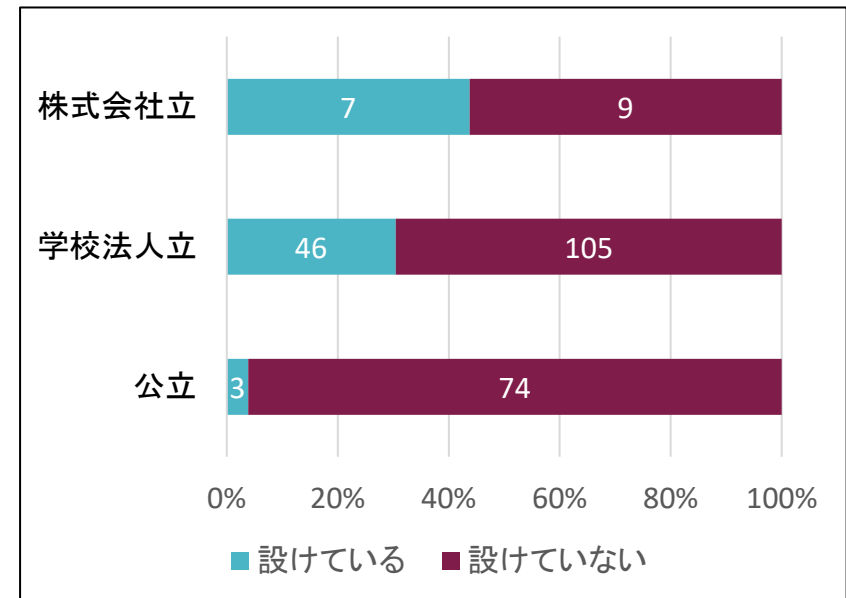
## 「通学コース」の設置状況

- 通信制高等学校における正規の教育課程は、①添削指導、②面接指導（スクーリング）、③試験で構成されており、このほかに④多様なメディアを利用した指導を実施した場合は、面接指導の一部の免除が認められている。
- 一方、通信制高校では、日常的に学校等に通学して学ぶ生徒も増えており、いわゆる「通学コース」を設ける学校が多く存在。生徒は日常的に学校等に通学し、学習活動の支援や生活面での支援等を受けている。
- 通信制高等学校のいわゆる「通学コース」（週1日以上通学して学習するコース）については、大きく、①「自校通学コース」（主として当該高等学校の校舎又は設置者が設置する施設において、高等学校の教職員が中心に指導を行うもの）と、②「提携通学コース」（提携する教育施設（いわゆるサポート校）が運営する通学コースであって、当該高等学校のホームページやパンフレット等において生徒が利用可能な通学コースとして紹介され、当該高等学校との連携の下に提供されるもの）に分類。

①自校通学コースの設置状況(平成29年度時点)



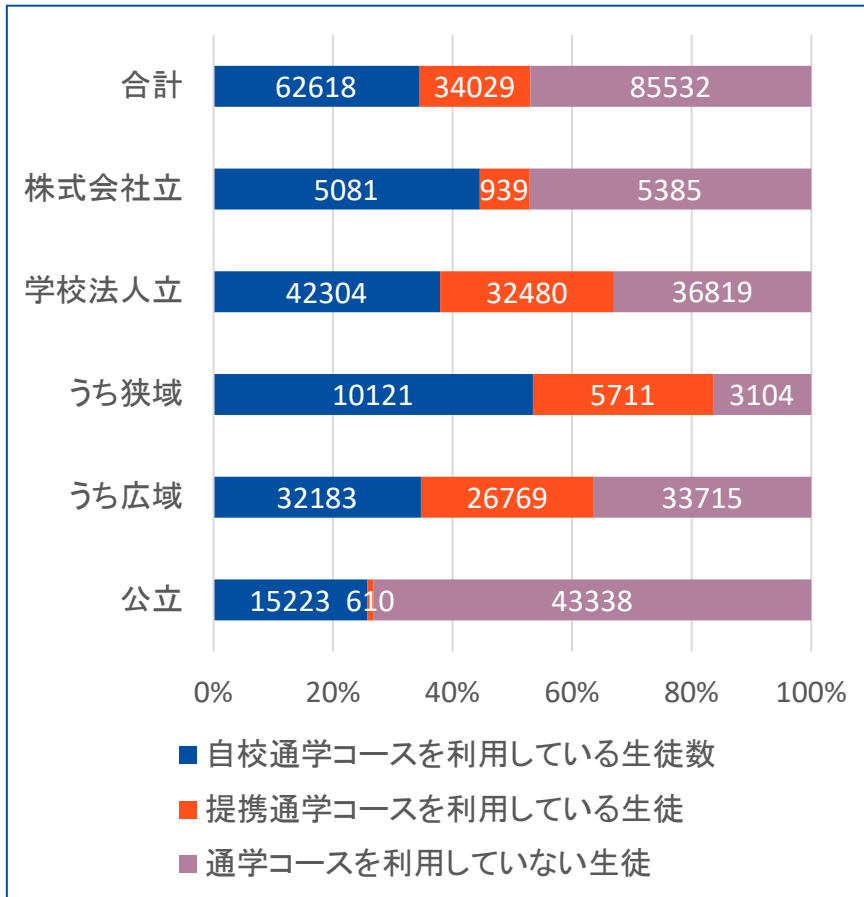
②提携通学コースの設置状況(平成29年度時点)



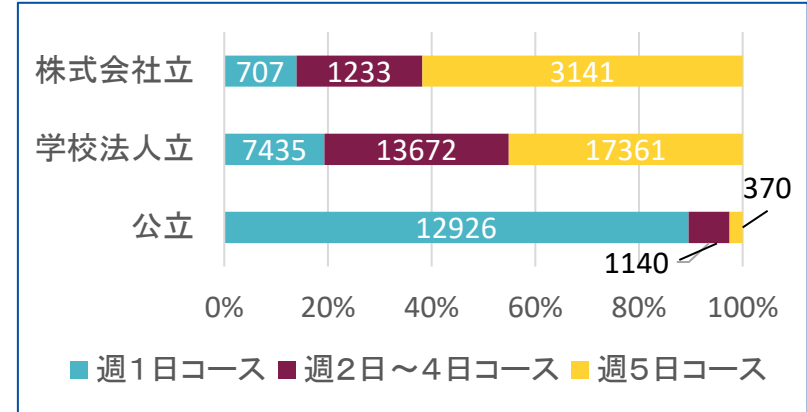
# 「通学コース」を利用している生徒の状況

- 通信制高校の生徒のうち、半数以上の生徒が何らかの通学型コースを利用している状況（公立は4分の1程度の生徒の利用にとどまっているのに対し、学校法人立は7割近い生徒、株式会社立は半数強の生徒が利用）
- 学校法人立・株式会社立の学校における提携通学コースの場合、約7割の生徒が週5日の登校コースを利用

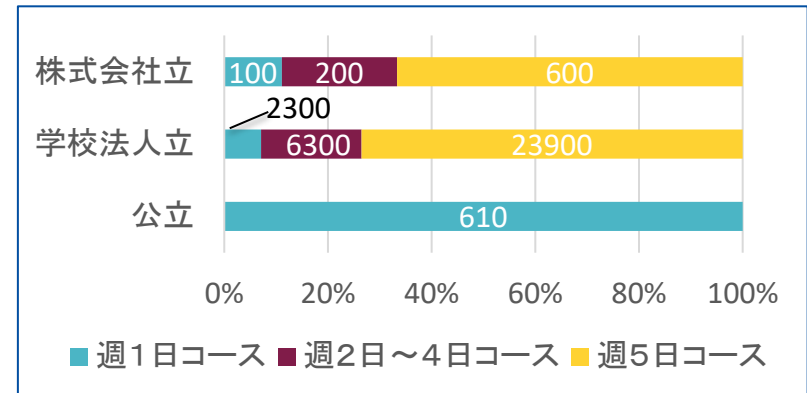
## ①通学コースを利用している生徒の状況（平成29年度時点）



## ②通学コース（自校通学）の利用日数（平成29年度時点）



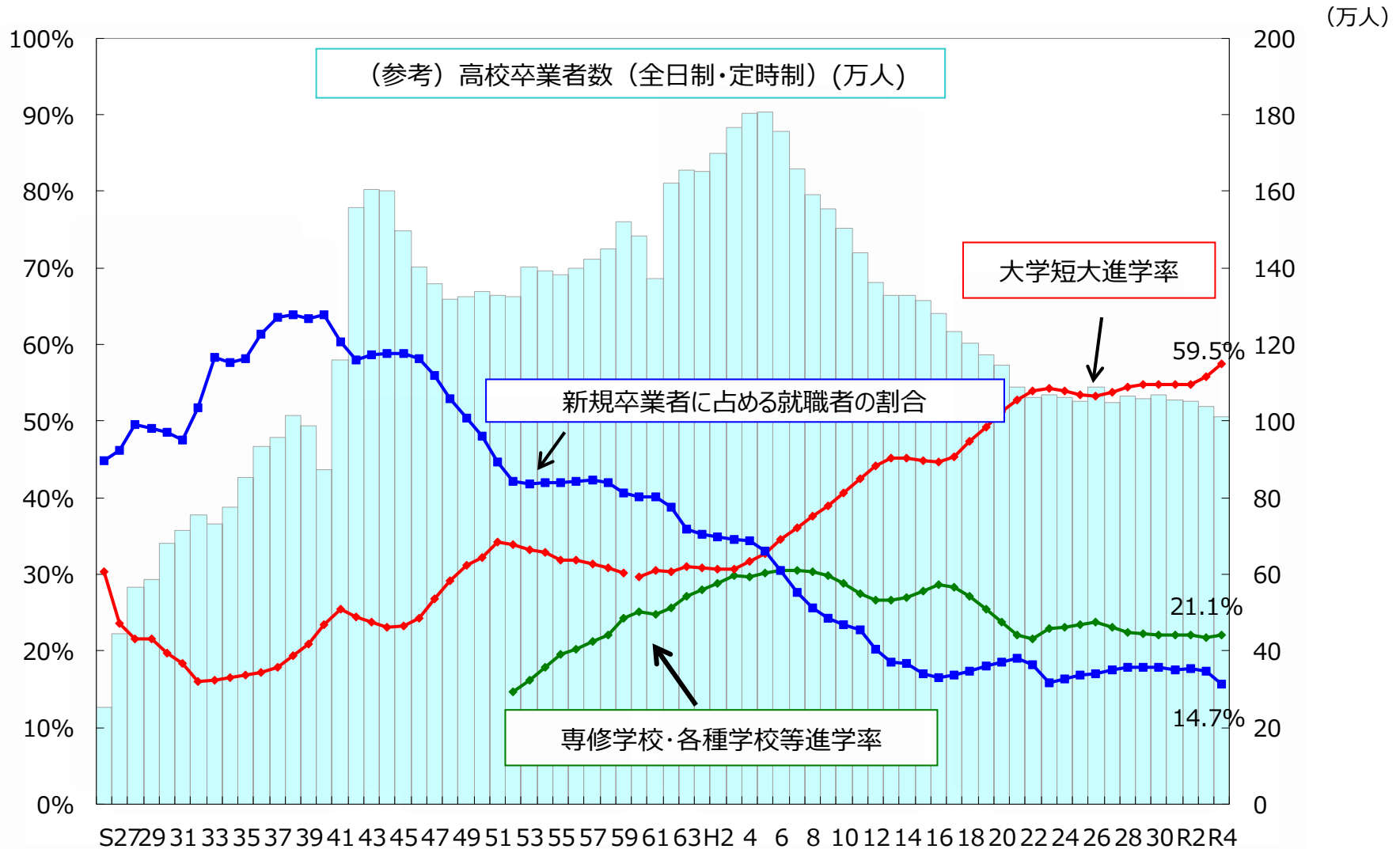
## ③通学コース（提携コース）の利用日数（平成29年度時点）



（出典）高等学校通信教育に関する調査結果（平成29年7月 文部科学省初等中等教育局）  
※本調査の生徒数については、推計値による回答も可能として調査を実施

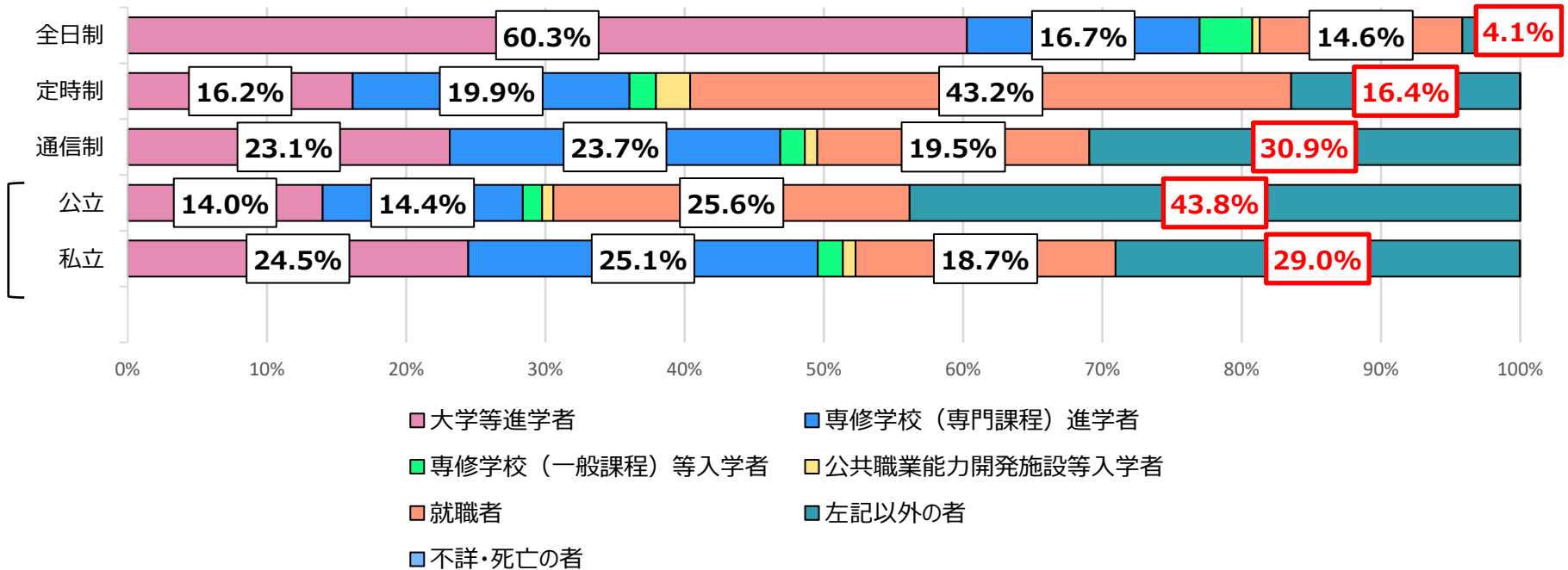
# 高校生の卒業後の進路状況（推移）

○ 令和4年度時点で、**大学・短大進学者率は59.5%**、**新卒者に占める就職者の割合は14.7%**。



# 高等学校（課程別）の卒業後の状況（令和3年度間）

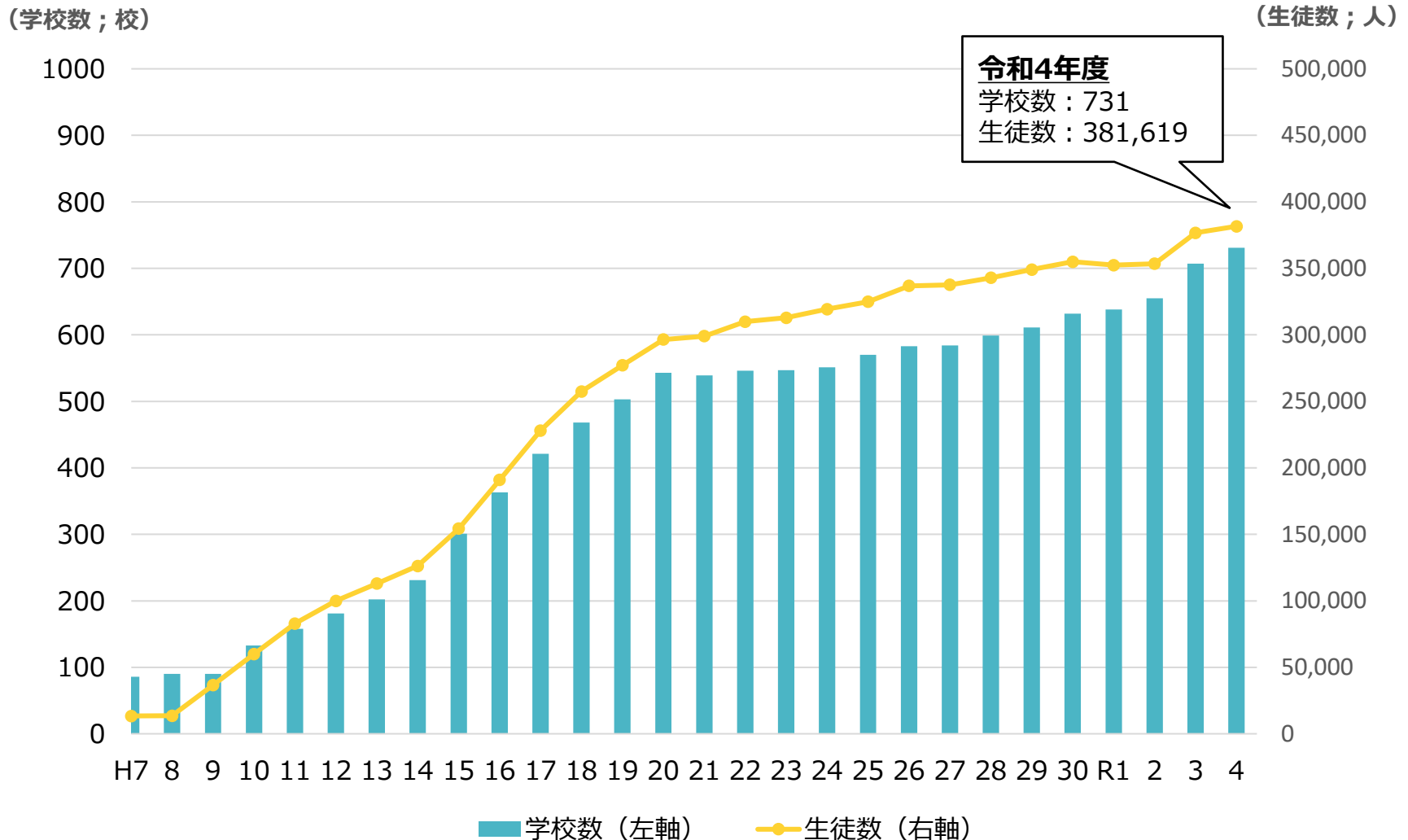
○ 高等学校の卒業後の状況について、令和4年5月1日現在、令和3年度間に卒業した者のうち、**全日制課程では大学等進学者が60.3%、定時制課程では就職者が43.2%で最多**にある一方で、**通信制課程では進路未決定者等が30.9%で最多**を占めている。



- (※ 1) 大学等進学者とは、大学（学部）、短期大学（本科）、大学・短期大学の通信教育部（正規の課程）及び放送大学（全科履修生）、大学・短期大学（別科）、高等学校（専攻科）及び特別支援学校高等部（専攻科）へ進学した者及び進学しかつ就職した者を示す。
- (※ 2) 専修学校（専門課程）進学者とは、専修学校の専門課程（高等学校卒業程度を入学資格とする課程で通常、専門学校と称する。）へ進学した者及び進学しかつ就職した者を示す。
- (※ 3) 専修学校（一般課程）等入学者とは、専修学校の一般課程及び高等課程又は各種学校（予備校等）に入学した者及び入学しかつ就職した者を示す。なお、各種学校への進学者は、正式な認可を受けている学校に進学した者に限る。
- (※ 4) 公共職業能力開発施設等入学者とは、公共職業能力開発施設等（看護師学校養成所、海技大学校及び水産大学校など学校教育法以外の法令に基づいて設置された教育訓練機関含む）に入学した者及び入学しかつ就職した者を示す。
- (※ 5) 就職者とは、上記の※ 1～4以外で就職した者の数を示す。なお、就職とは給料、賃金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいう。
- (※ 6) 左記以外の者とは、家事手伝いをしている者、外国の学校に入学した者、上記の※ 1～5に該当しない者で進路が未定であることが明らかなる者を示す。
- (※ 7) 不詳・死亡の者とは、卒業者のうち、上記の※ 1～6のいずれかに該当するか不明の者、その年の5月1日までに死亡した者を示す。

## 全日制のうち単位制による課程の学校数、生徒数の状況

- 学校基本調査によると、高等学校における全日制のうち単位制による課程の学校数については、令和4年度時点で731校。全日制高等学校4,222校のうち、約17%が単位制。



(出典) 文部科学省「学校基本調査」

# 高等学校の学校数（学科別） [令和4年度]

(校)

	国立 (全日制)	公立			私立			合計			割合				
		全日制	定時制	全定併設	全日制	定時制	全定併設	全日制	定時制	全定併設					
普通	11	1,990	170	247	2,407	1,256	3	15	1,274	3,257	173	262	3,692	56.2%	
専門教育を主とする学科	農業		279	11	8	298	3		3	282	11	8	301	4.6%	
	工業	1	330	14	90	434	83		2	414	14	92	520	7.9%	
	商業		384	26	35	445	138	3	2	143	522	29	37	588	8.9%
	水産		42			42				-	42			42	0.6%
	家庭		161	9		170	92	3		95	253	12		265	4.0%
	看護		29			29	64	2	1	67	93	2	1	96	1.5%
	情報		20	1		21	5			5	25	1		26	0.4%
	福祉		58			58	37			37	95			95	1.4%
	その他 (※)	1	449	2	1	452	117			117	567	2	1	570	8.7%
総合学科	2	308	36	9	353	20	2		22	330	38	9	377	5.7%	

※「その他」の学科は、専門教育を主とする学科のうち「農業」～「福祉」に関する学科以外の学科（理数、体育、音楽、美術、外国語、国際関係など）の合計

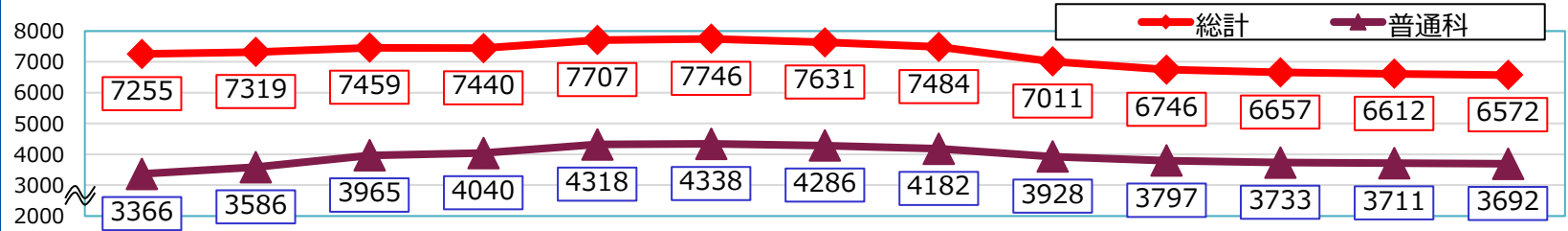
※一つの学校が2つ以上の学科を持つ場合は、それぞれの学科について、重複して計上。

(出典) 文部科学省「学校基本統計」

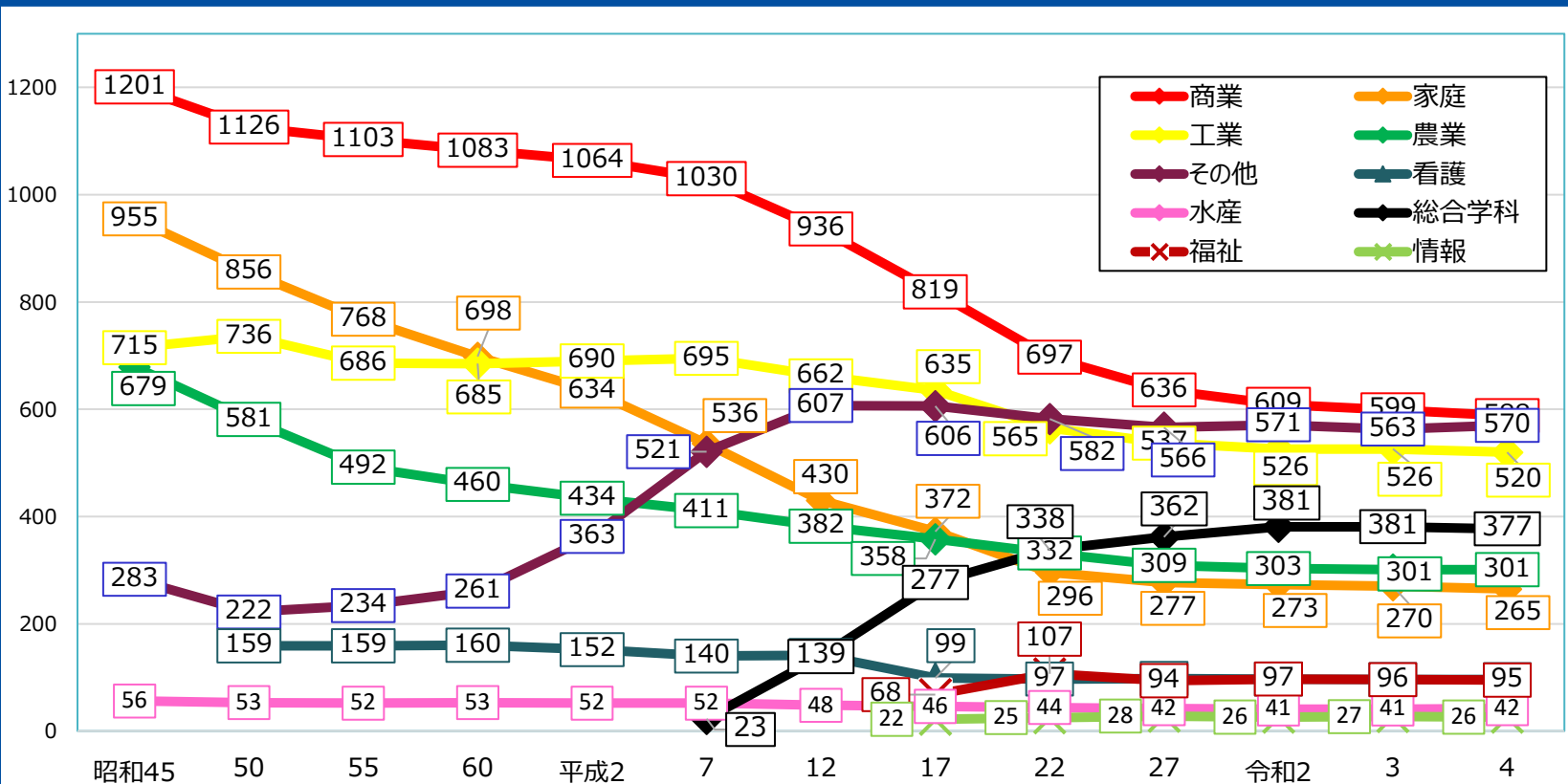
# 高等学校の学科数（学科別） [推移]

(全日制・定時制課程)

総計・普通科



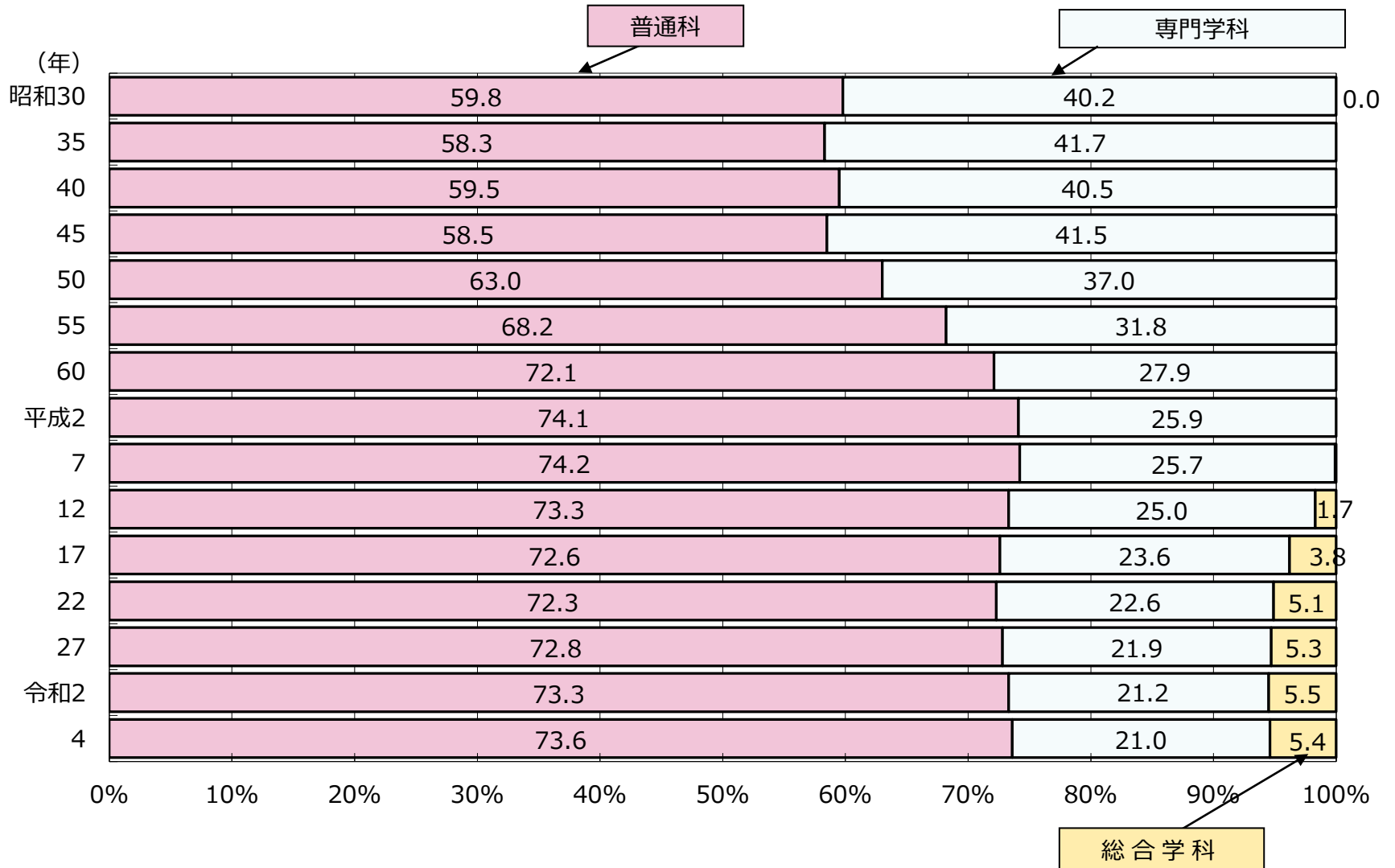
専門学科・総合学科



(出典) 文部科学省「学校基本統計」

# 高等学校の生徒数（学科別・構成割合）

○ 専門教育を主とする学科の比率は年々減少。普通科は最近30年間、ほぼ一定（約7割）で推移。

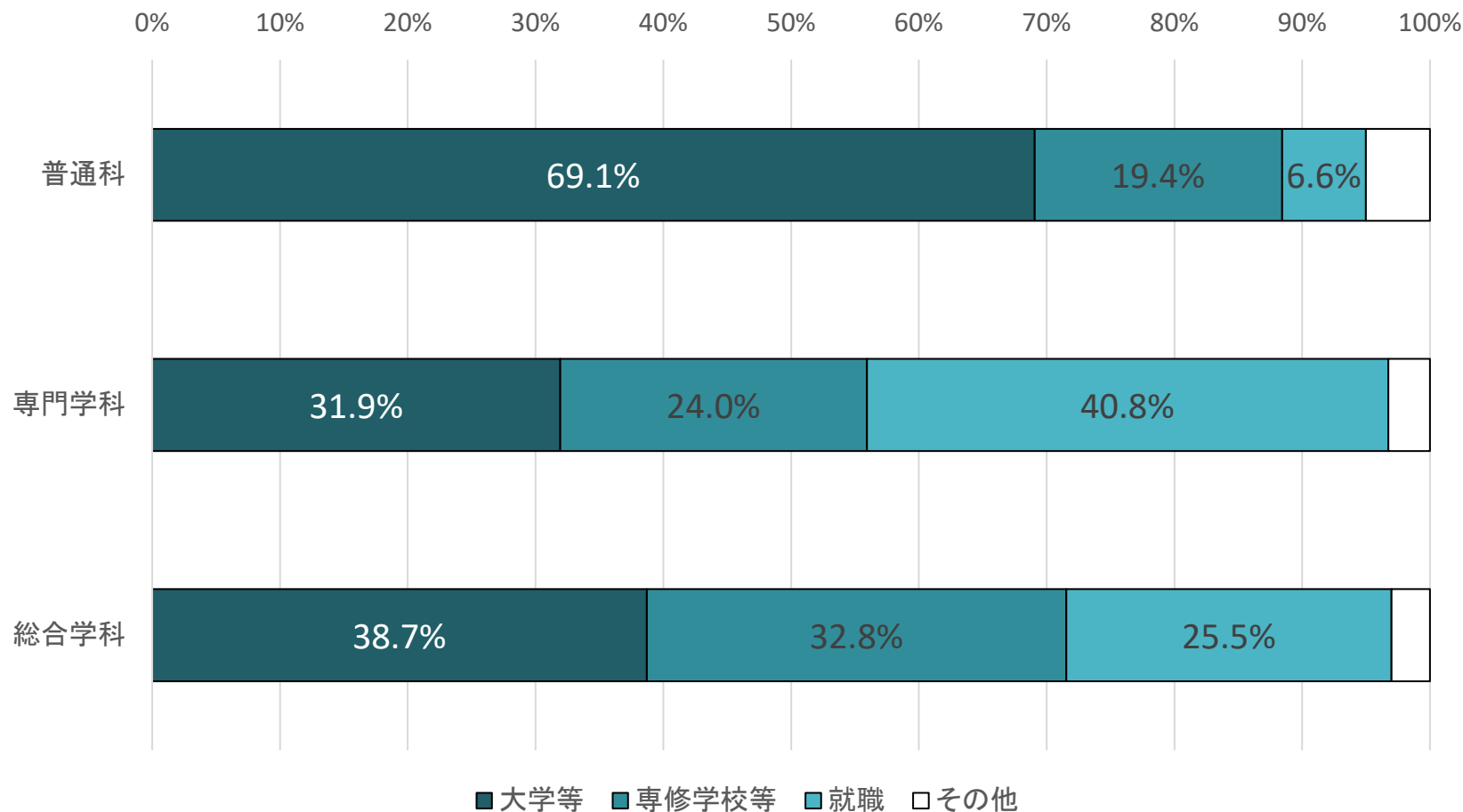


※全日制・定時制課程の生徒数の割合。  
 ※総合学科は平成6年度より制度化。



## 高等学校（学科別）の卒業後の状況（令和3年度間）

- 普通科の卒業後の進路は、大学等への進学が69.1%で最多。
- 専門学科の卒業後の進路は、就職が40.8%で最多。
- 総合学科の卒業後の進路は、大学等、専修学校、就職が約3割とほぼ同数。



※大学等…大学等進学者

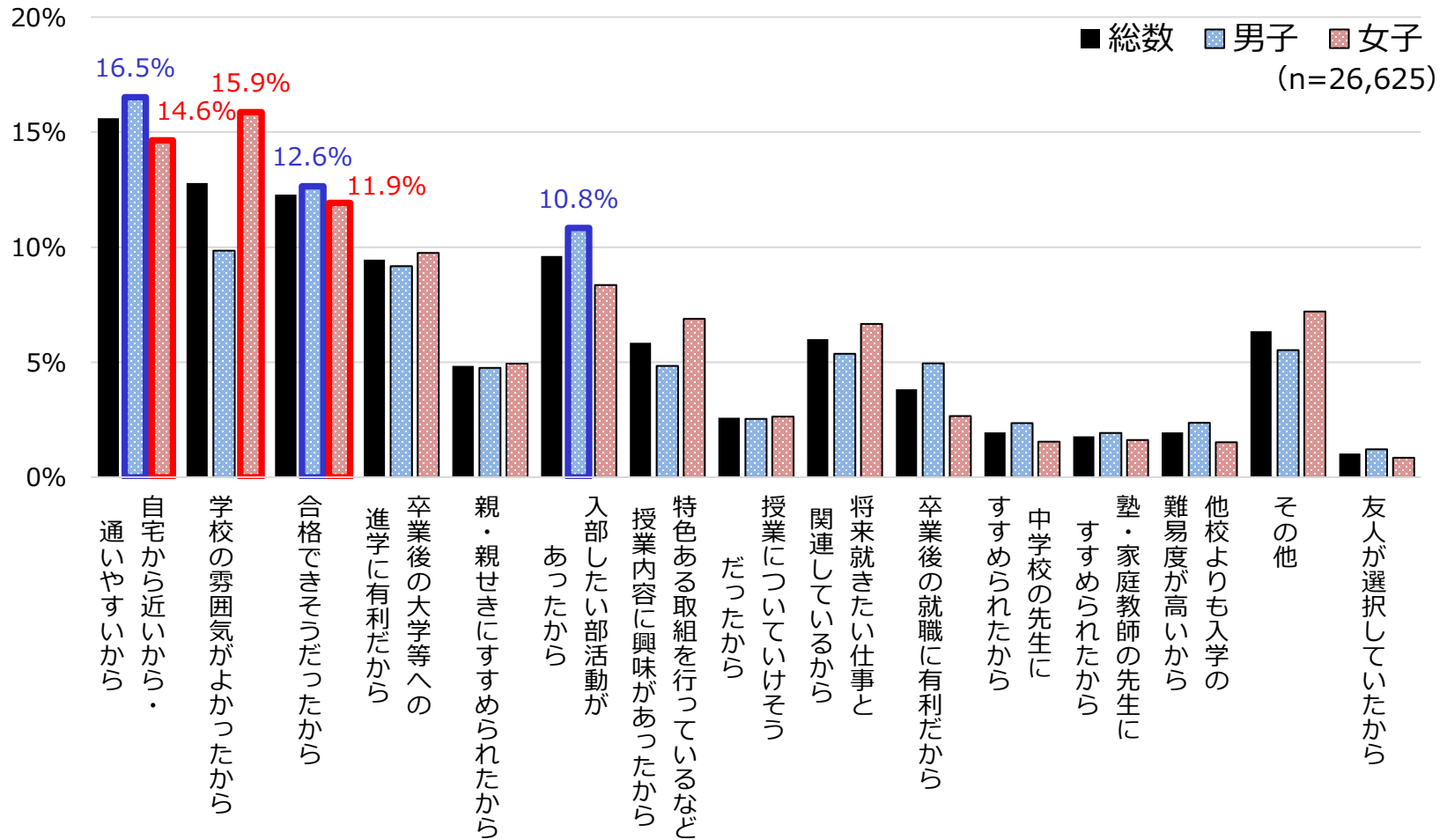
※専修学校等…専修学（専門課程）進学者、専修学校（一般課程）入学者、公共職業能力開発施設等入学者

※就職…正規の職員等（正規の職員等でない者を除く）

## 在籍する学校を選択した理由（縦断調査）

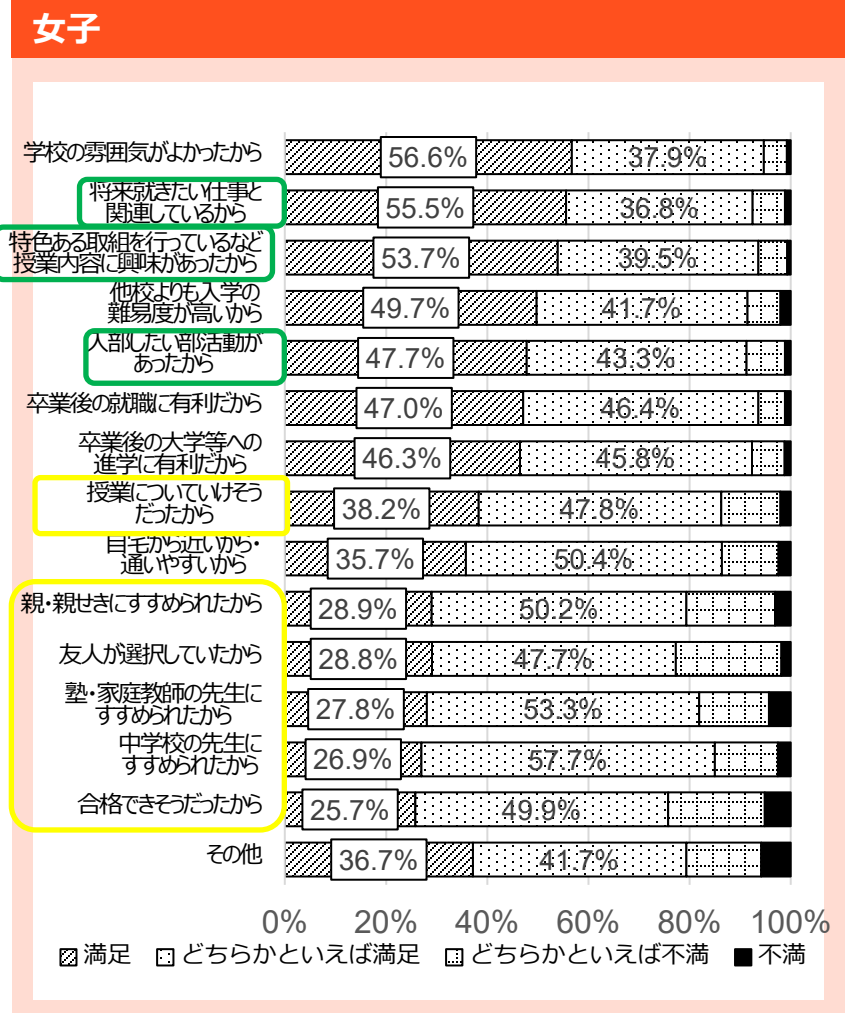
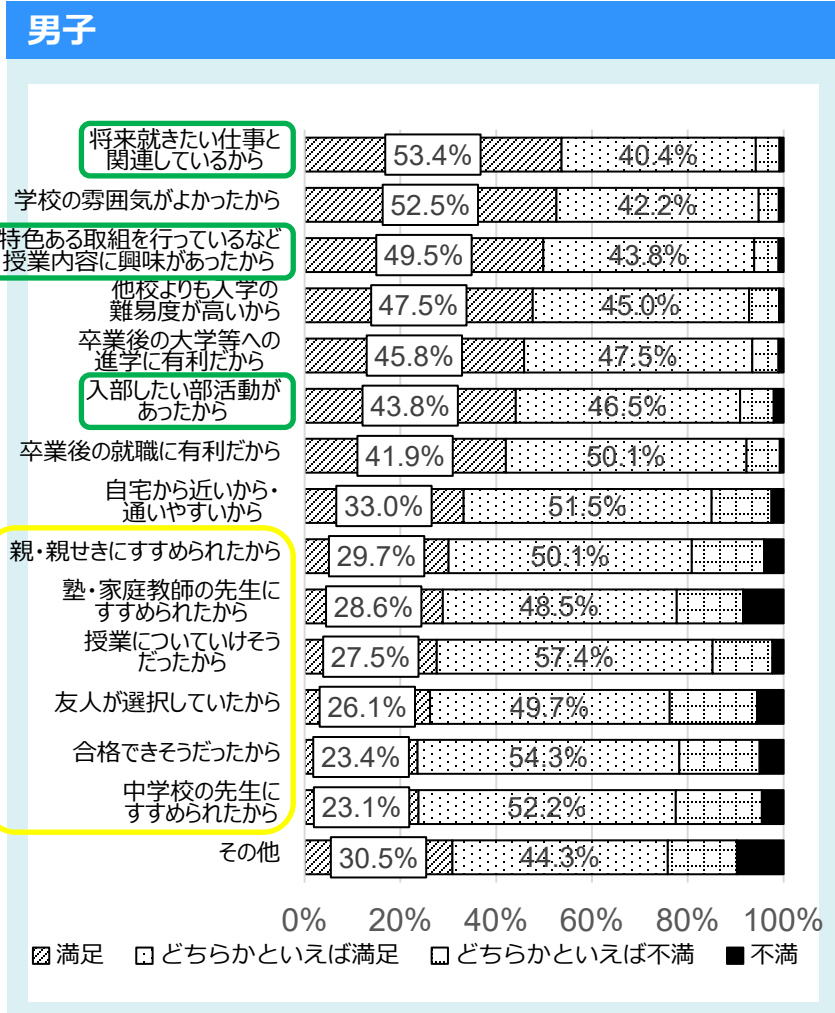
- 学校選択の理由は、「自宅から近い・通いやすい」、「学校の雰囲気よかった」、「合格できそうだった」が上位。

現在通っている学校を選択したのはどのような理由からですか。（特に強い理由を一つ選択）



# 在籍する学校を選択した理由 × 進路選択の満足度（縦断調査）

○ **積極的な動機付けにより学校選択を行った者は、進路選択の満足度が高い傾向**にある一方で、他者にすすめられた等、**他律的な動機付けによる学校選択を行った者は、進路選択の満足度が低い傾向**。



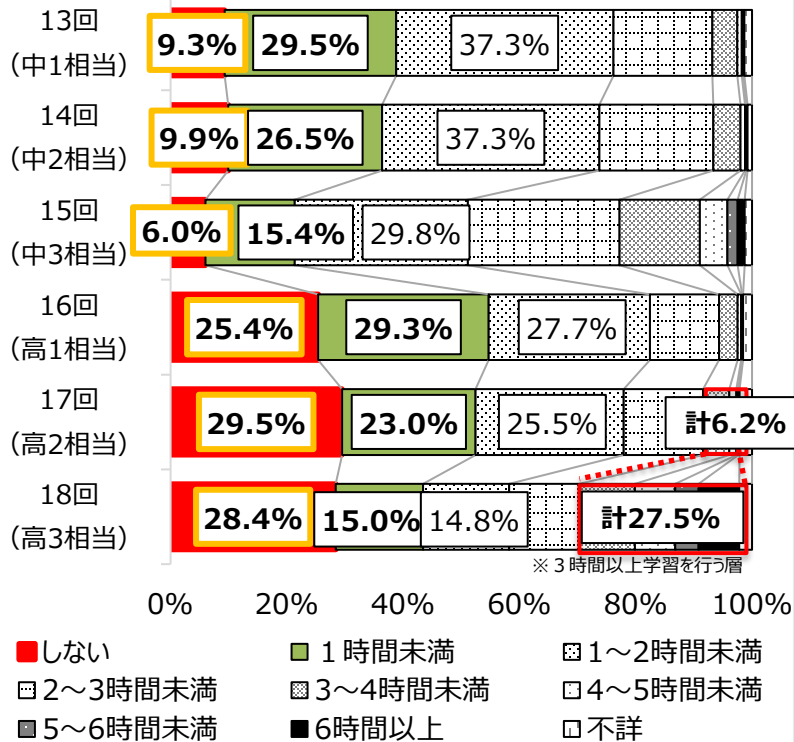
(出典) 文部科学省・厚生労働省「第16回21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）」（平成30年）

# 学校外での学習時間（縦断調査）

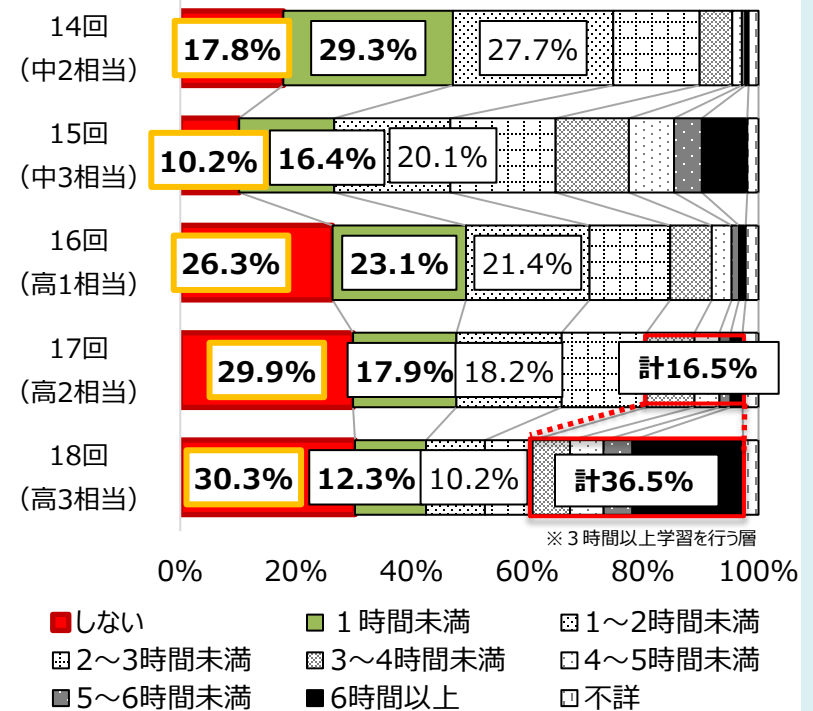
- 学校外での学習時間について、高1相当学年において、家や塾で学習を「しない」及び「1時間未満」と回答する割合が急増。
- 高3相当学年では、家や塾で学習を「しない」者の割合が引き続き高い一方、3時間以上する者の割合が大幅に増加するなど、二極化の傾向がみられる。

あなたはふだん、授業の予習・復習や受験勉強を家や塾でどのくらいしていますか。

## 平日



## 休日

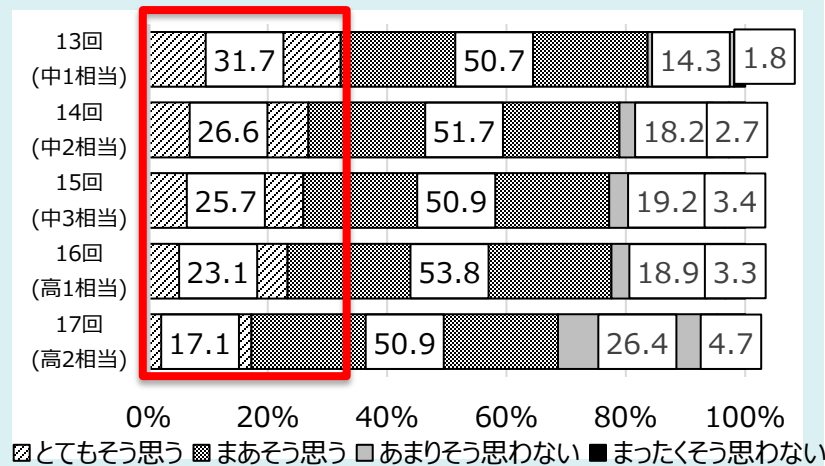


(出典) 文部科学省・厚生労働省「第18回21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）」（令和2年）

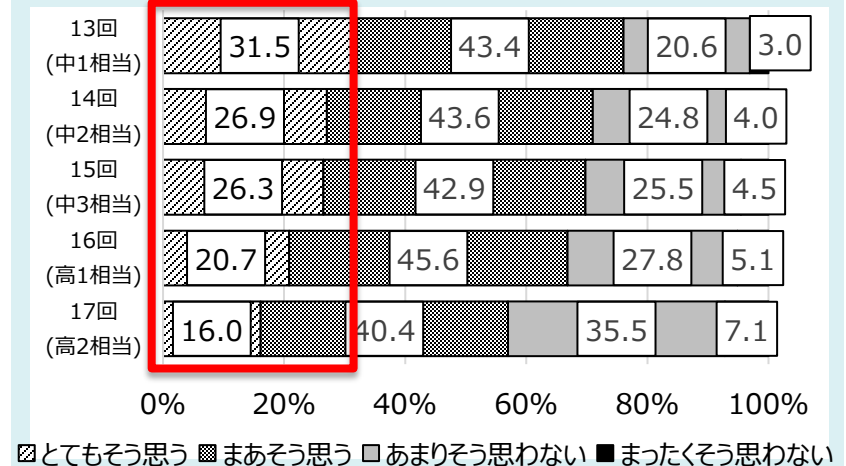
# 学校生活の満足度（縦断調査）

○ 学校での学び・授業の満足度・理解度について、**学年が上がるとともに低下傾向。**

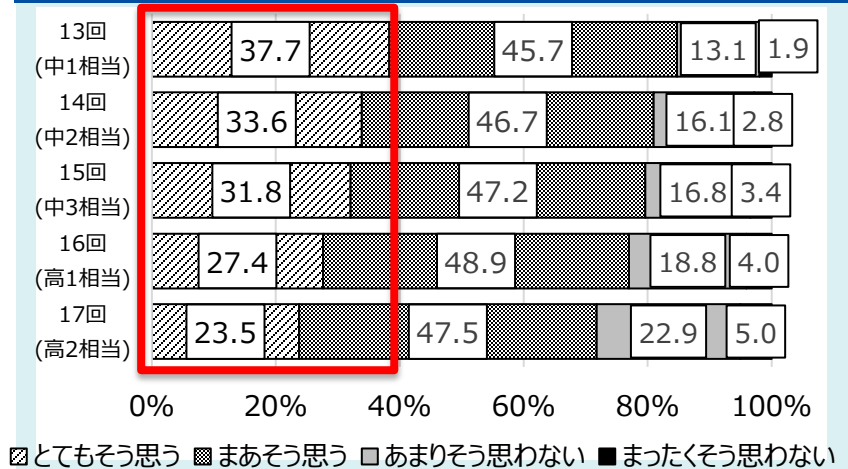
## ためになると思える授業がたくさんある



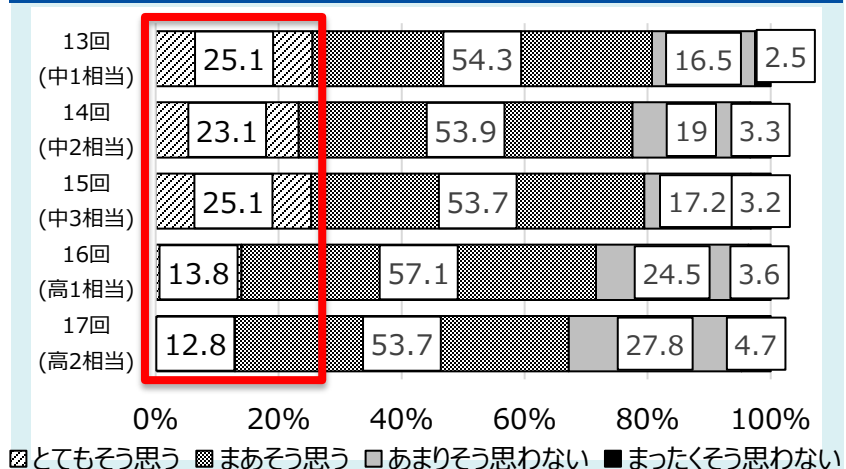
## 楽しいと思える授業がたくさんある



## 学校の勉強は将来役に立つと思う



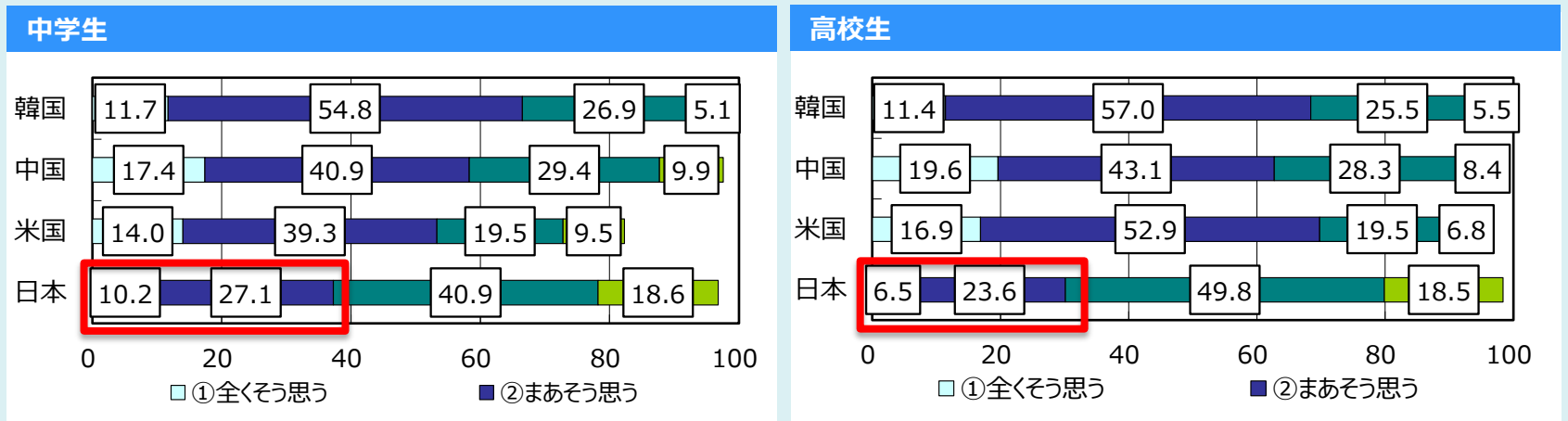
## 授業の内容をよく理解できている



# 生徒の自己肯定感、社会参画に関する意識

- 他国の生徒に比べ、日本の生徒は、「自らの参加により社会現象が変えられるかもしれない」、「自分で国や社会を変えられると思う」という意識や、「社会課題について、家族や友人など周りの人と積極的に議論している」という割合が低い。

【問】私の参加により、変えてほしい社会現象が少し変えられるかもしれない。



(出典) (財)一ツ橋文芸教育振興協会, (財)日本青少年研究所「中学生・高校生の生活と意識 -日本・アメリカ・中国・韓国の比較- (2009年2月)」

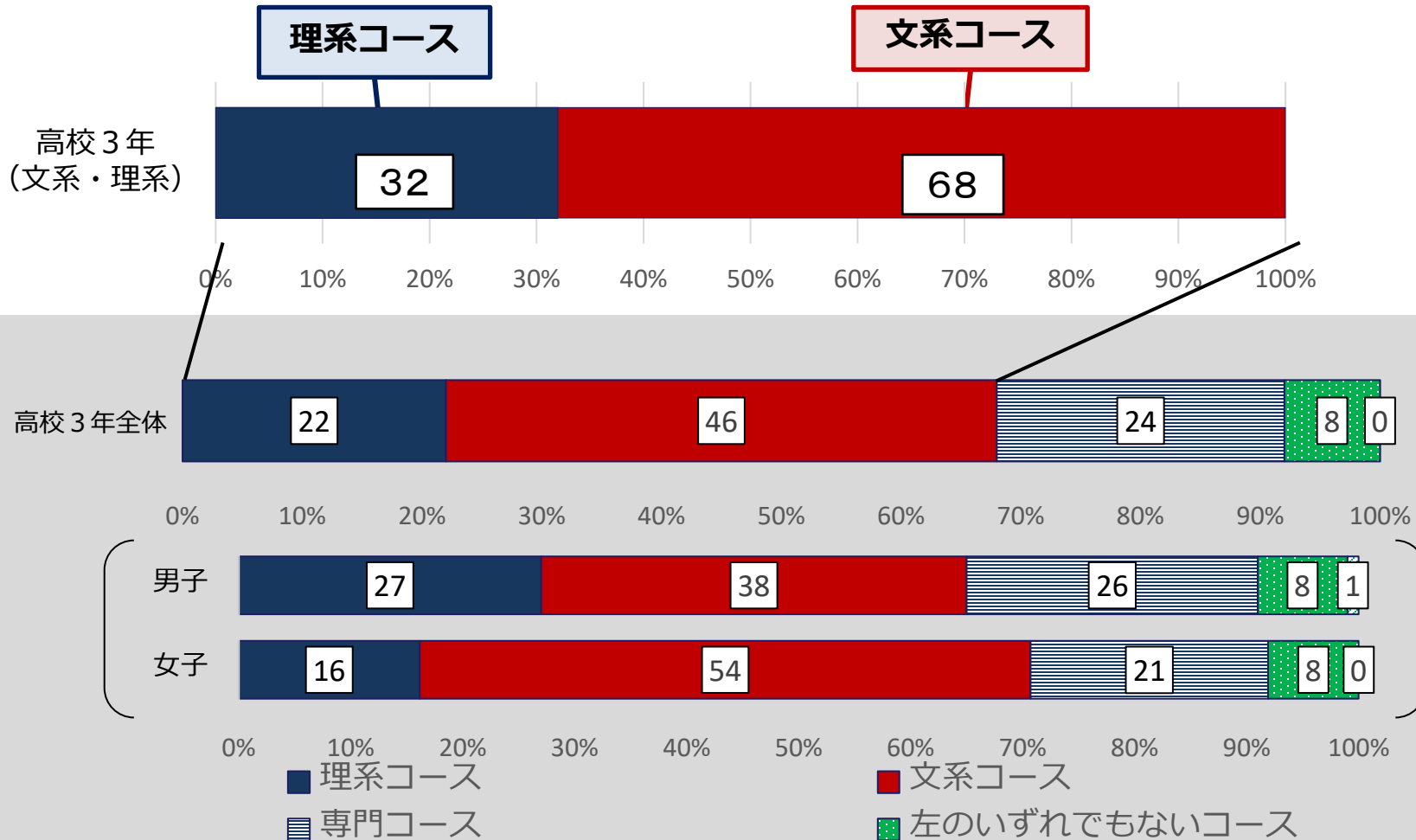
【問】あなた自身について、お答えください。(※各設問「はい」回答者割合、各国n=1000)



(出典) 公益財団法人日本財団「18歳意識調査 第46回『国や社会に対する意識 (6カ国調査)』 (令和4年)

# 高等学校生の文系・理系の選択状況について

- 高校の3校に2校（66%）では、文系・理系のコース分けを実施している。
- 高校3年（文系・理系）のうち、理系コースで履修する生徒の割合は32%、文系コースで履修する生徒の割合は68%である。

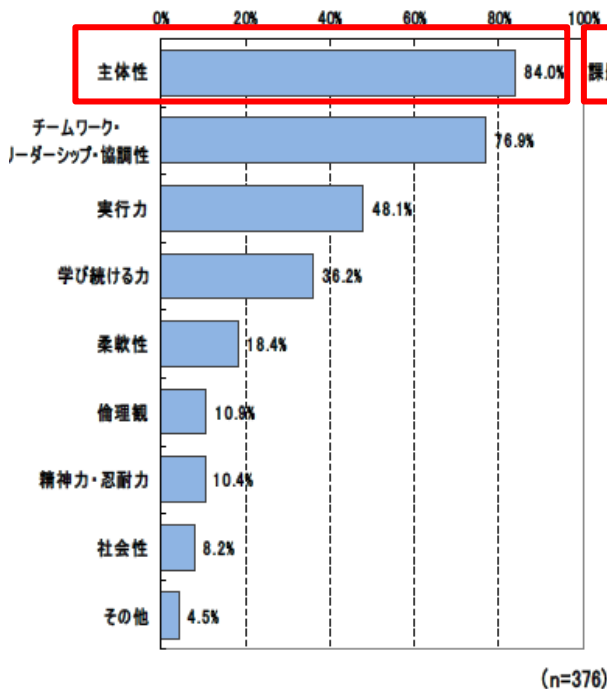


(出典) 国立教育政策研究所「中学校・高等学校における理系選択に関する研究最終報告書」(2013年3月)

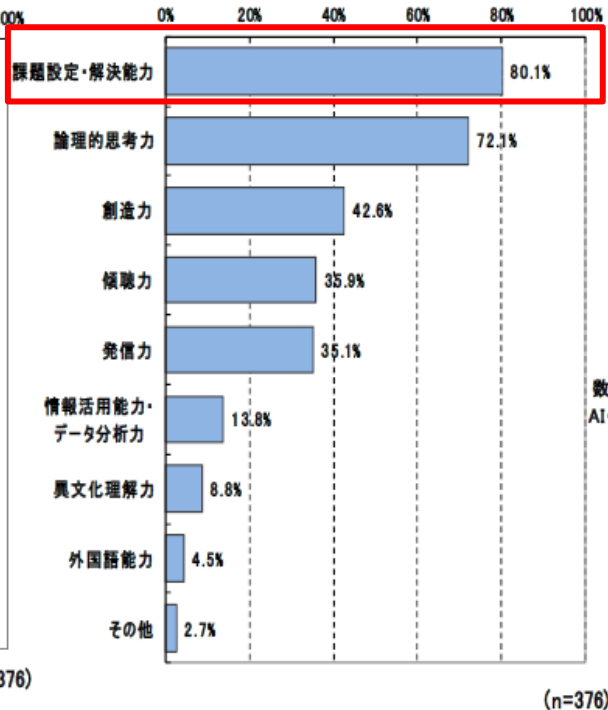
# 大学卒業者に特に期待する資質・能力・知識

○ 大学卒業者に期待される資質・能力・知識として、特に期待する資質は「**主体性**」、特に期待する能力は「**課題設定・解決能力**」、特に期待する知識は「**文系・理系の枠を超えた知識・教養**」と回答した企業が最多であり、探究的な学びや文理横断型のリベラルアーツ教育が求められている。

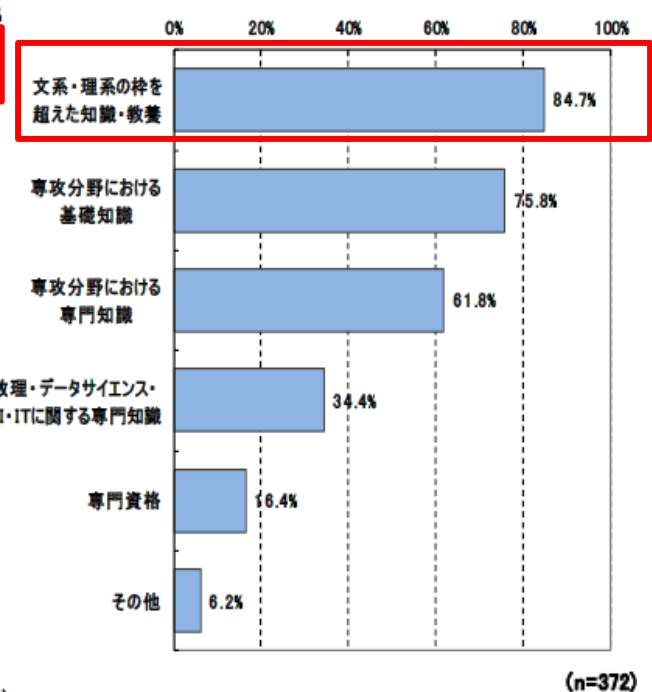
＜特に期待する資質＞



＜特に期待する能力＞



＜特に期待する知識＞



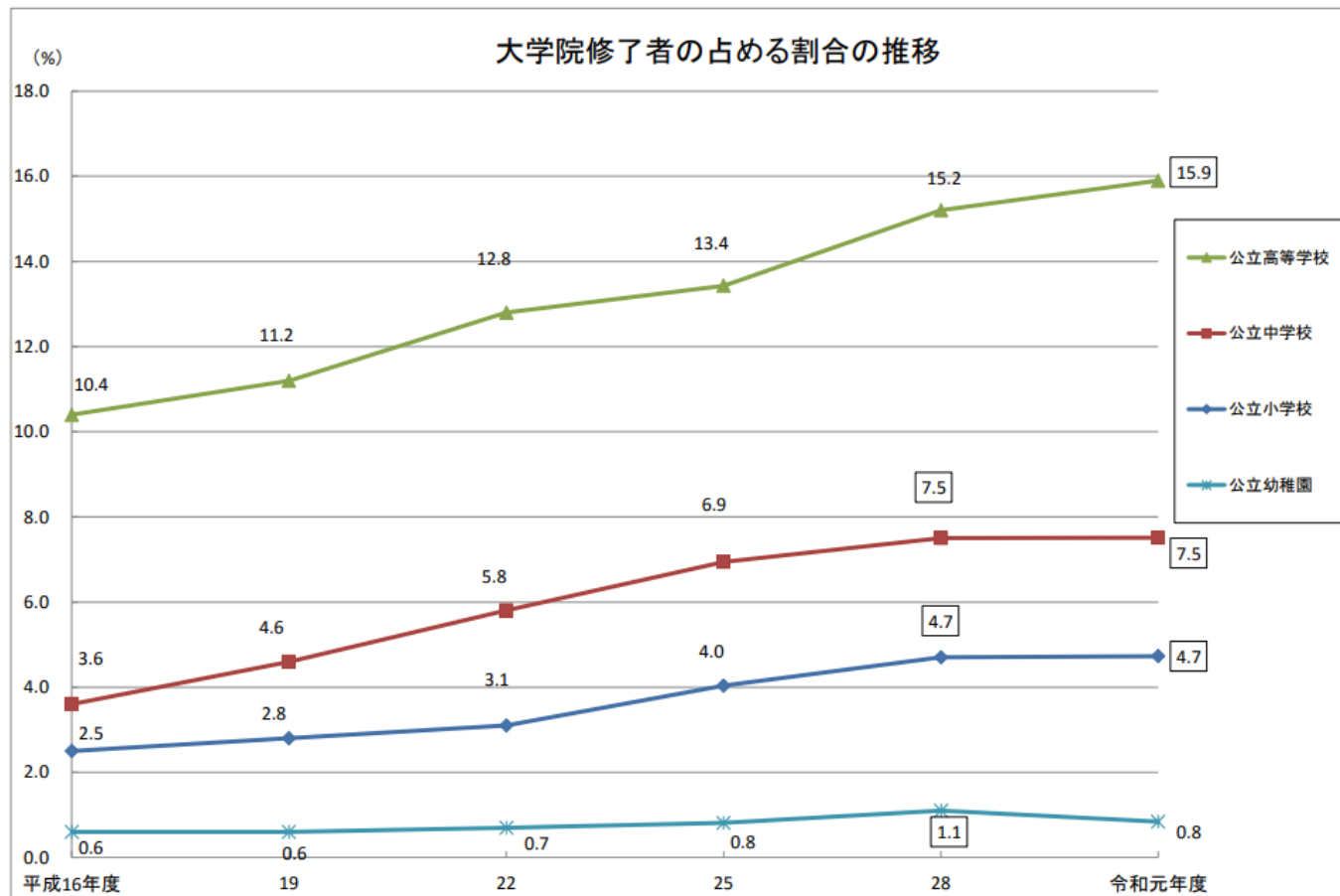
注: 資質・能力・知識についてそれぞれ3つまで選択可能

(出典) 一般社団法人 日本経済団体連合会「採用と大学改革への期待に関するアンケート結果」



## 高等学校教員の学歴

- 教員の学歴構成は、公立高等学校で**大学院修了者の占める割合は15.9%**（令和元年度）。
- 大学院修了者の占める割合は**上昇**しており、過去最多となっている。



(注) 口で囲んだ数値は過去最多の割合。

(出典) 文部科学省「学校教員統計調査」

## (2) 高等学校改革の動向

# 高等学校制度の概要

## 1. 目的・目標

目的：高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

(学校教育法第50条)

目標：① 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。

② 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。

③ 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。

(学校教育法第51条)

※ 生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

(学校教育法第62条において準用する同法第30条第2項)

## 2. 高等学校入学資格

高等学校に入学することのできる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者（※）とされている。

※ 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者、在外教育施設を修了した者等

(学校教育法第57条、学校教育法施行規則第95条)

## 3. 高等学校における三つの方針の策定・公表

高等学校は、高等学校学習指導要領に定めるところにより育成を目指す資質・能力に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針及び入学者の受入れに関する方針（以下「三つの方針」という。）を定め、公表するものとする。

※ 上記①の規定は、入学者の受入れに関する方針を除き、中等教育学校の後期課程において準用

(施行規則第103条の2、施行規則第113条第3項関係)

### 3. 入学者選抜

中学校から送付された調査書その他必要な資料、学力検査の成績等を資料として行う入学者の選抜に基づいて、校長が許可する。

※ 学力検査は、特別の事情のあるときは、行わないことができ、調査書は、特別の事情のあるときは、入学者の選抜のための資料としないことができる。

(学校教育法第59条、学校教育法施行規則第90条)

### 4. 課程

高等学校には**全日制、定時制、通信制の課程**を置くことができる。

- ・全日制：通常の時間帯において授業を行う課程
- ・定時制：夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程
- ・通信制：通信による教育を行う課程

(学校教育法第53条、第54条)

### 5. 学科

一定の教育目標を達成するために、各教科・科目を一つのまとまった教育内容を持つよう系統化を図ったもの。教育課程を編成する上で、また生徒が履修する上でのまとまりとなるもの。高等学校の学科は大きく次の3つに区分される。

- ・**普通科**：普通教育を主とする学科
  - ※ 普通科、普通教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科（学際領域に関する学科、地域社会に関する学科など）
- ・**専門学科**：専門教育を主とする学科
  - ※ 農業科、工業科、商業科、水産科、家庭科、看護科、情報科、福祉科、理数科、体育科、音楽科、美術科、外国語科、国際関係科、その他専門教育を施す学科
- ・**総合学科**：普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科

(学校教育法第52条、高等学校設置基準第5条及び第6条)

## 6. 修業年限

- ・全日制の課程：3年
- ・定時制の課程及び通信制の課程：3年以上

(学校教育法第56条)

## 7. 卒業に必要な単位数・教育課程

①**全学科共通**：74単位以上で各学校が定める（1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算することを標準とする）

②**専門学科のみ**：専門教科・科目から25単位以上

(学校教育法施行規則第84条及び第96条、高等学校学習指導要領)

## 8. 教科書

文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

(学校教育法第62条で準用する同法第34条)

※ 文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書のない場合（一部の専門教科や学校設定科目等）には、当該高等学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができる。

(学校教育法施行規則第89条)

## 9. 高等学校に置く職

・校長、教頭、教諭及び事務職員を置かなければならない。

・このほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、養護助教諭、実習助手、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

(学校教育法第60条)

# 高等学校に関する近年の主な制度改革

年	概要
昭和63年	単位制高等学校の導入（定時制・通信制）
平成元年	定時制・通信制高校の修業年限の弾力化（4年以上 → 3年以上）
5年	単位制高等学校の全日制への拡大 学校間連携、 <b>学校外学修（専修学校、技能審査）の単位認定</b> の導入
6年	<b>総合学科</b> （普通教育・専門教育の選択履修を総合的に行う学科）の導入
10年	学校外学修の単位認定対象範囲の拡大（ <b>大学、高専、ボランティア</b> 等）
11年	<b>中高一貫教育制度</b> の導入（中等教育学校の創設等）
16年	高等学校設置基準の全部改正
17年	学校外学修等の認定可能単位数の拡大（20→36単位）
22年	外国の高等学校における履修単位の認定可能単位数の拡大（30→36単位）
24年	中高一貫教育校に係る教育課程の基準の特例を拡充 （中学校段階における指導内容の移行、高等学校段階（普通科）における「学校設定教科・科目」の単位数上限の緩和（20→36単位まで））
26年	<b>指定都市立高等学校の設置認可の廃止</b> （事前届出制）
27年	全日制・定時制課程の高等学校における <b>遠隔教育</b> の制度化
28年	高等学校 <b>専攻科修了者の大学への編入学</b> 制度の創設
30年	通信制高校の面接指導等実施施設に関する事項を学則記載事項に追加
令和3年	<b>「普通教育を主とする学科」の弾力化、高等学校通信教育の質保証</b>

# 民法の一部を改正する法律（成年年齢関係）

※平成30年6月成立

## 法律の要点

### 1 成年年齢の引下げ（民法第4条）

- ① 一人で有効な契約をすることができる年齢
- ② 親権に服することがなくなる年齢

→ いずれも20歳から18歳に引き下げ  
「成年」と規定する他の法律も18歳に変更

### 2 女性の婚姻開始年齢の引上げ（民法第731条）

（現行法） 男性 18歳 女性 16歳

→ 女性の婚姻開始年齢を18歳に引き上げ  
婚姻開始年齢は男女とも18歳に統一

### 3 施行までの周知期間

若者のみならず、親権者等の国民全体に影響  
消費者被害の防止等の観点から、周知徹底が必要

→ 令和4年4月1日から施行

## 従前の経緯

#### 平成19年5月 国民投票法の制定

- 憲法改正国民投票の投票権年齢を18歳と定め、民法についても法制上の措置を要請

#### 平成21年10月 法制審議会の答申

- 選挙権年齢が18歳に引き下げられるのであれば、環境整備をした上で、成年年齢も18歳に引き下げる
- 成年年齢を18歳に引き下げるのであれば、女性の婚姻開始年齢は18歳に引き上げるのが相当

#### 平成27年6月 公職選挙法の改正

- 選挙権年齢を18歳へ引き下げ、民法についても法制上の措置を要請

#### 平成28年7月 参議院議員通常選挙

- 国政選挙において、初めて18歳選挙権を実施

# 学習指導要領の考え方

新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする  
学びに向かう力・人間性等の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる  
思考力・判断力・表現力等の育成

## 何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、  
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む

「**社会に開かれた教育課程**」の実現

各学校における「**カリキュラム・マネジメント**」の実現

## 何を学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた  
教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化，高校の新科目「公共」の新設など

各教科等で育む資質・能力を明確化し，目標や内容を構造的に示す

## どのように学ぶか

主体的・対話的で深い学び（「**アクティブ・ラーニング**」）の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習得など，新しい時代に求められる資質・能力を育成

知識の量を削減せず，質の高い理解を図るための学習過程の質的改善

主体的な学び

対話的な学び

深い学び



# 高等学校の教科・科目構成について

(各学科に共通する各教科及び総合的な探究の時間)

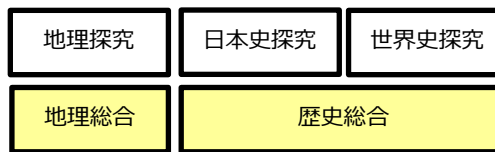
☐…共通必修 ☐…選択必修

※ グレーの枠囲みは既存の科目

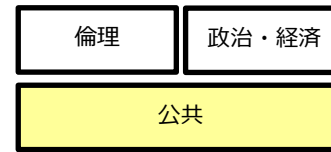
## 国語科



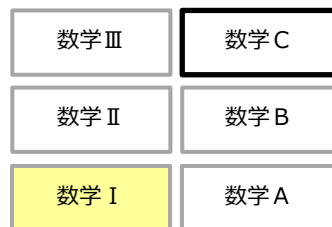
## 地理歴史科



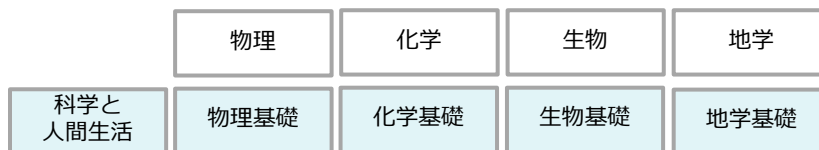
## 公民科



## 数学科



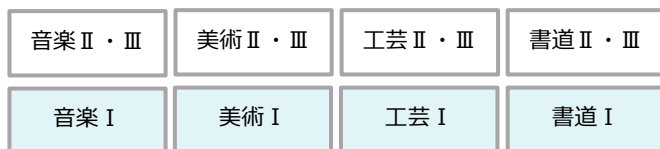
## 理科



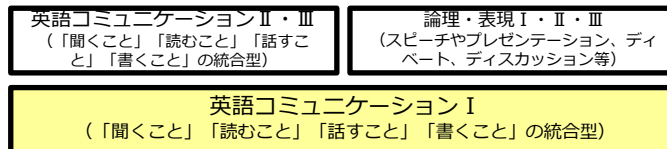
## 保健体育科



## 芸術科



## 外国語科

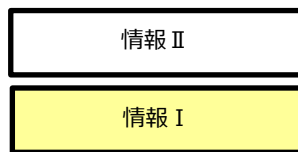


※ 英語力調査の結果やCEFRのレベル、高校生の多様な学習ニーズへの対応なども踏まえ検討。

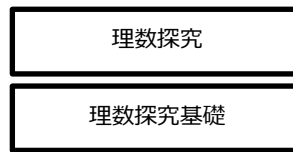
## 家庭科



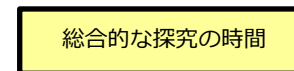
## 情報科



## 理数科



## 総合的な探究の時間



※ 実社会・実生活から自ら見出した課題を探究することを通じて、自分のキャリア形成と関連付けながら、探究する能力を育むという在り方を明確化する。

# 主として専門学科に開設される教科・科目

## 新高等学校学習指導要領（平成30年3月告示）

教科	科目
農業	農業と環境，課題研究，総合実習，農業と情報，作物，野菜，果樹，草花，畜産，栽培と環境，飼育と環境，農業経営，農業機械，植物バイオテクノロジー，食品製造，食品化学，食品微生物，食品流通，森林科学，森林経営，林産物利用，農業土木設計，農業土木施工，水循環，造園計画，造園施工管理，造園植栽，測量，生物活用，地域資源活用
工業	工業技術基礎，課題研究，実習，製図，工業情報数理，工業材料技術，工業技術英語，工業管理技術，工業環境技術，機械工作，機械設計，原動機，電子機械，生産技術，自動車工学，自動車整備，船舶工学，電気回路，電気機器，電力技術，電子技術，電子回路，電子計測制御，通信技術，プログラミング技術，ハードウェア技術，ソフトウェア技術，コンピュータシステム技術，建築構造，建築計画，建築構造設計，建築施工，建築法規，設備計画，空気調和設備，衛生・防災設備，測量，土木基盤力学，土木構造設計，土木施工，社会基盤工学，工業化学，化学工学，地球環境化学，材料製造技術，材料工学，材料加工，セラミック化学，セラミック技術，セラミック工業，繊維製品，繊維・染色技術，染織デザイン，インテリア計画，インテリア装備，インテリアエレメント生産，デザイン実践，デザイン材料，デザイン史
商業	ビジネス基礎，課題研究，総合実践，ビジネス・コミュニケーション，マーケティング，商品開発と流通，観光ビジネス，ビジネス・マネジメント，グローバル経済，ビジネス法規，簿記，財務会計Ⅰ，財務会計Ⅱ，原価計算，管理会計，情報処理，ソフトウェア活用，プログラミング，ネットワーク活用，ネットワーク管理
水産	水産海洋基礎，課題研究，総合実習，海洋情報技術，水産海洋科学，漁業，航海・計器，船舶運用，船用機関，機械設計工作，電気理論，移動体通信工学，海洋通信技術，資源増殖，海洋生物，海洋環境，小型船舶，食品製造，食品管理，水産流通，ダイビング，マリンスポーツ

家庭	生活産業基礎, 課題研究, 生活産業情報, 消費生活, 保育基礎, 保育実践, 生活と福祉, 住生活デザイン, 服飾文化, ファッション造形基礎, ファッション造形, ファッションデザイン, 服飾手芸, フードデザイン, 食文化, 調理, 栄養, 食品, 食品衛生, 公衆衛生, 総合調理実習
看護	基礎看護, 人体の構造と機能, 疾病の成り立ちと回復の促進, 健康支援と社会保障制度, 成人看護, 老年看護, 小児看護, 母性看護, 精神看護, 在宅看護, 看護の統合と実践, 看護臨地実習, 看護情報
情報	情報産業と社会, 課題研究, 情報の表現と管理, 情報テクノロジー, 情報セキュリティ, 情報システムのプログラミング, ネットワークシステム, データベース, 情報デザイン, コンテンツの制作と発信, メディアとサービス, 情報実習
福祉	社会福祉基礎, 介護福祉基礎, コミュニケーション技術, 生活支援技術, 介護過程, 介護総合演習, 介護実習, こころとからだの理解, 福祉情報
理数	理数数学Ⅰ, 理数数学Ⅱ, 理数数学特論, 理数物理, 理数化学, 理数生物, 理数地学
体育	スポーツ概論, スポーツⅠ, スポーツⅡ, スポーツⅢ, スポーツⅣ, スポーツⅤ, スポーツⅥ, スポーツ総合演習
音楽	音楽理論, 音楽史, 演奏研究, ソルフェージュ, 声楽, 器楽, 作曲, 鑑賞研究
美術	美術概論, 美術史, 鑑賞研究, 素描, 構成, 絵画, 版画, 彫刻, ビジュアルデザイン, クラフトデザイン, 情報メディアデザイン, 映像表現, 環境造形
英語	総合英語Ⅰ, 総合英語Ⅱ, 総合英語Ⅲ, ディベート・ディスカッションⅠ, ディベート・ディスカッションⅡ, エッセイライティングⅠ, エッセイライティングⅡ

# 「高校生のための学びの基礎診断」制度

- 平成28年3月の高大接続システム改革会議「最終報告」を踏まえ、有識者による検討・準備グループ等において具体的な検討を推進。同グループによる「論点整理」（平成29年3月）や試行調査（平成29年1～3月）の結果を踏まえ、平成29年7月に「高校生のための学びの基礎診断」実施方針を策定。
- 「高校生に求められる基礎学力の確実な習得」と「学習意欲の喚起」を図るため、文部科学省が一定の要件を示し、民間の試験等を認定する制度を創設し、多様な民間の試験等（測定ツール）の開発・提供、その利活用を促進。それにより、高校生の基礎学力の定着に向けたPDCAサイクルの取組を促進。
- 「高校生のための学びの基礎診断」検討ワーキング・グループにおける専門的な検討を加え、高校・教育委員会等の関係者、民間事業者等の意見やパブリック・コメントによって得られた意見等を考慮しつつ、平成30年3月に「『高校生のための学びの基礎診断』の認定基準・手続等に関する規程」を策定。
- 平成30年12月に初めて測定ツールの認定を行い、平成31年度から本格的に利活用開始。  
※学校や教育委員会等において選択・利活用について検討し、次年度の年間指導計画等に反映。

国

## 高等学校における基礎学力の定着に向けたPDCAサイクルの構築

取組を促進

測定ツールの  
充実

高校

社会で自立するために必要な基礎学力について、各学校がそれぞれの実情を踏まえて目標を設定し、教育課程を編成。

多様な測定ツールを活用しながら生徒の学習状況を多面的に評価し、指導の工夫・充実に努めていく。

指導・学習改善

学習成果・課題  
の分析・把握教育目標、教育課程、  
指導計画の見直し等個に応じた多様な  
学習活動の実施

試験実施

測定ツール

も可

各  
学  
校  
の  
実  
情  
等  
を  
踏  
ま  
え、  
適  
切  
な  
測  
定  
ツ  
ー  
ル  
を、  
必  
要  
に  
応  
じ  
て  
組  
み  
合  
わ  
せ  
な  
が  
ら  
選  
択・  
活  
用

## 「高校生のための学びの基礎診断」制度の創設

（一定の要件に即して民間の試験等を認定する制度を創設）

認定基準等の設定

審査・事後チェック体制の整備

仕組みの構築と運用を通じて、民間事業者等から高等学校の実態に応じて選択可能な多様な測定ツールが開発・提供され、その利活用が促進されることが期待。

認定基準

（出題）

- ・学習指導要領を踏まえた出題の基本方針に基づく問題設計
- ・対象教科は国・数・英（共通必修科目中心、義務教育段階含む）
- ・主として知識・技能を問う問題に加え、主として思考力・判断力・表現力等を問う問題の出題
- ・記述式問題の出題
- ・英語4技能測定

（結果提供）

- ・学習成果や課題が確認でき、事後の学習改善や教師による指導の工夫・充実に資する結果提供等

（認定の有効期限）

- ・認定の有効期限は認定をしたときから3年後の年度末まで



.....

教育委員会等

教育委員会等による  
学校への支援

○高校の魅力づくりとともに、質の確保のための体制強化や再編整備

○学校支援のための人材配置や予算措置、教員研修等の取組

# 高校の1人1台端末整備に向けた取組について

## (1) 整備に向けた対応策

### ① 高校端末の整備に向けた通知の発出

「GIGAスクール構想における高等学校の学習者用コンピュータ端末の整備の促進について」

(令和3年12月27日付け文部科学省初等中等教育局長通知)

- ・高校の端末整備にあたり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用等を通じた整備の加速を要請。

### ② 文部科学大臣・デジタル大臣からのメッセージの発信

「高等学校における1人1台端末の環境整備について」(令和4年1月11日)

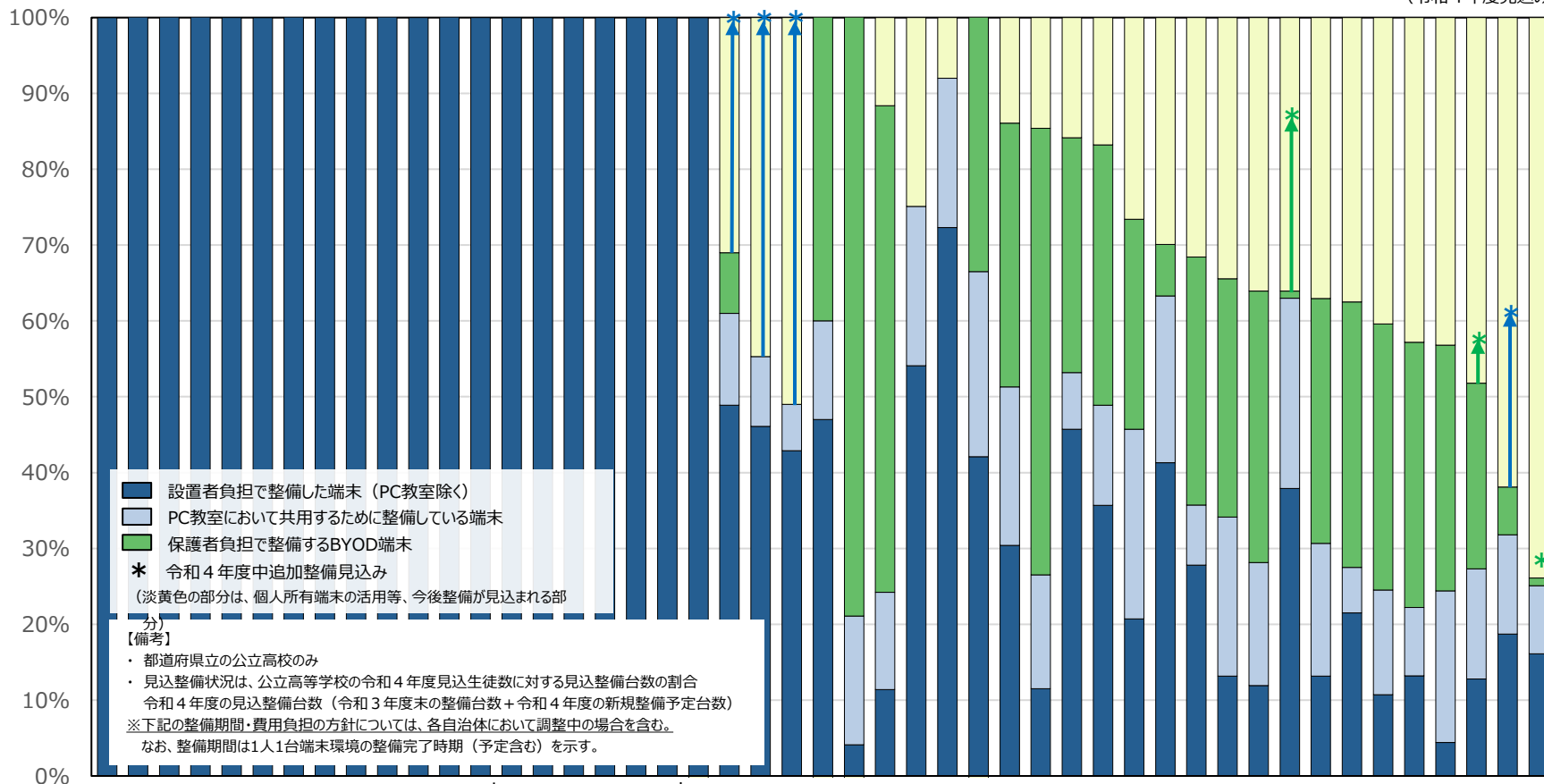
- ・高校の1人1台端末環境の重要性や早期整備に向けた促進についてのメッセージを発信。  
(1月上旬に、整備途上自治体の知事等へ個別に整備促進を要請)

## (2) 今後の方向性

- 令和4年度中に、すべての都道府県(政令指定都市含む)において、令和4年度1年生の1人1台環境整備が完了予定。
- 令和6年度までに、学年進行による整備を進める自治体も含め、全学年の1人1台環境整備が完了予定。

# 公立高校における端末の整備状況（見込み）について（都道府県別）

（令和4年度見込み）

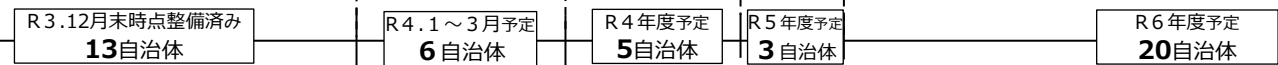


**費用負担**

設置者負担を原則  
**24自治体**

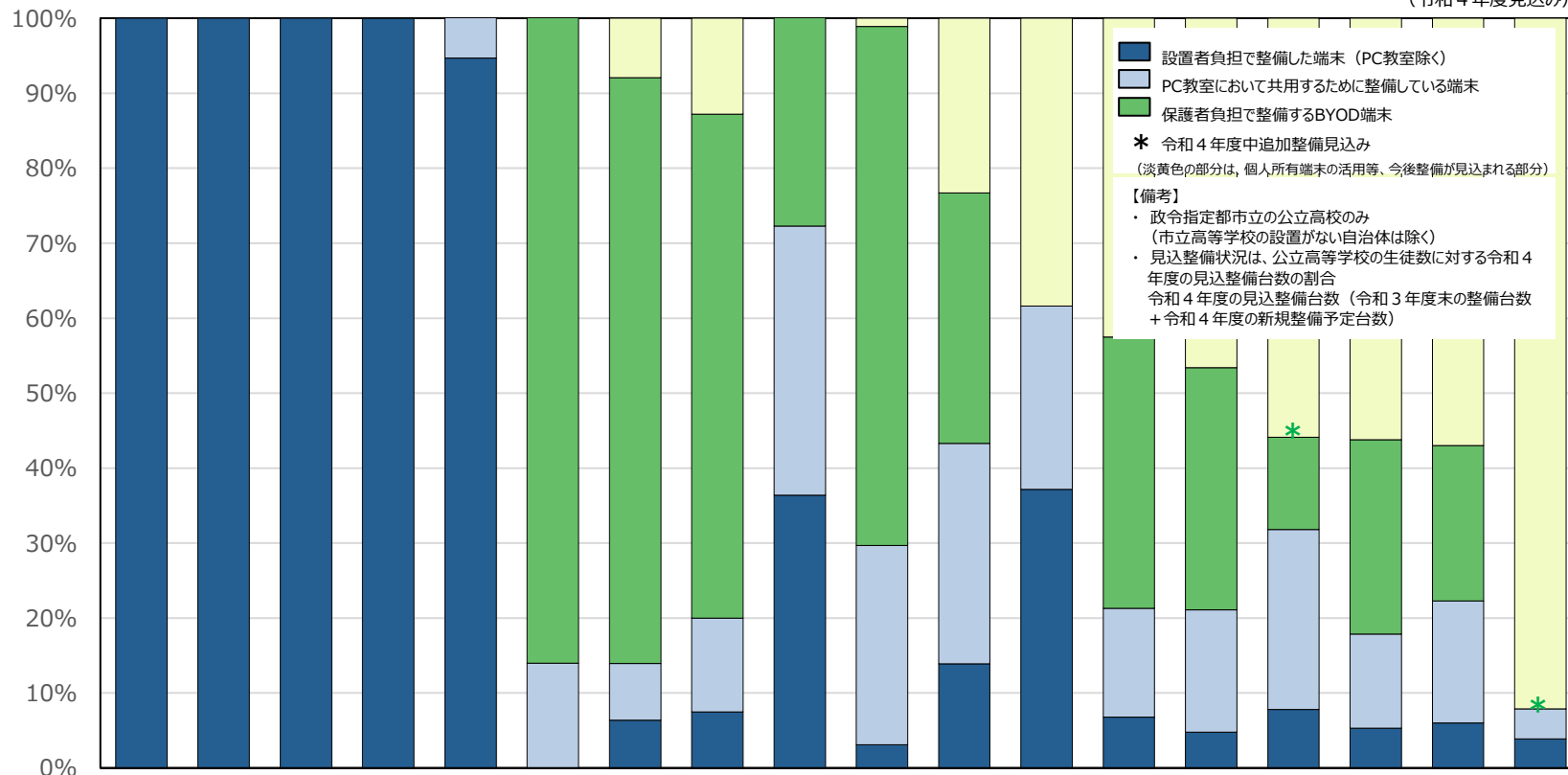
保護者負担を原則  
**23自治体**

**整備期間**



# 公立高校における端末の整備状況（見込み）について（政令指定都市別）

（令和4年度見込み）



## 費用負担

設置者負担を原則  
5自治体

保護者負担を原則  
13自治体

学校数

## 整備期間

R3.12月末時点  
整備済み  
3自治体

R4.1~3月予定  
2自治体

R4年度  
予定  
1自治体

R5年度予定  
2自治体

R6年度予定  
10自治体